

第2期 芦屋市子ども・若者計画

原案

令和2年3月
芦屋市・芦屋市教育委員会

昭和 39 年 (1964 年) 5 月 3 日

芦屋市民憲章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましよう。

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけと性格	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象	3

第2章 子ども・若者を取り巻く状況

1	芦屋市の動向・現状	4
2	全国の就労等の状況	12
3	全国のひきこもり、若年無業者（ニート）の状況	13
4	アンケート調査等からみる子ども・若者の意識実態について	16

第3章 基本的な考え方

1	基本理念	25
2	計画の体系	26

第4章 計画内容

重点目標1	豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する	28
(1)	社会的自立に向けた「生きる力」の育成	33
(2)	情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供	37
(3)	インターネット社会に生きる子ども達への支援	40
重点目標2	困難を有する子ども・若者やその家族を支援する	41
(1)	困難を有する子ども・若者の自立に向けた包括的な支援	44
(2)	子ども・若者にとって個別的な課題への支援	47
(3)	家庭環境を下支えする方策の展開	50
重点目標3	子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する	52
(1)	社会参加と居場所の充実	55
(2)	学校園・家庭・地域が連携した子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり	57

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制について	60
2 計画の進行管理（重点事業の設定）	61

資料編

1 計画策定の経過	66
2 芦屋市青少年問題協議会条例	67
3 芦屋市青少年問題協議会委員名簿	69
4 芦屋市子ども・若者計画推進本部設置要綱	70
5 子ども・若者の健全育成向けの提言	73
6 第1期芦屋市子ども・若者計画 取組の評価	75
7 子ども・若者に関する相談機関	80



1 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子ども・若者を取り巻く社会環境は大きく変化しています。その中で困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。同年7月には基本的な方針を定めた「子ども・若者ビジョン」が策定されましたが、平成28年2月に見直しを図り、新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

芦屋市においては、平成25年3月に、このような社会的な動向から、総合計画の子育てに関する部門別計画となる「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉」に包含して、子ども・若者支援にかかる項目を追加し、子ども・若者育成支援編として計画を策定しました。こうした中、同行動計画が平成26年度をもって計画期間が終了するにあたり、青少年問題協議会※にて、これまで取り組んできた同行動計画の子ども・若者に関する事項の整理・見直しを行い、平成27年度を始期として「芦屋市子ども・若者計画」を改めて策定し、基本理念である「人とつながり、自分らしさを見つけて、自立にむかう」を実現するために取り組みを進めてきました。

その後、青少年問題協議会は本計画の推進にあたり議論を重ね、それをもとに、平成28年3月18日の総合教育会議※にて、市長及び教育委員会に「子ども・若者の健全育成に向けての提言」を行いました。

その計画も、令和元年度に計画終了を迎えることから、令和2年4月より、「第2期 芦屋市子ども・若者計画」にて、「子ども・若者の健全育成に向けての提言（令和元年5月）」を踏まえた今後5年間における子ども・若者育成支援の方向性を明らかにすることにしました。

第1期となる「芦屋市子ども・若者計画」を策定以降、進路追跡調査やあしやキッズスクエア事業など新たな事業を実施し、子ども・若者の育ちを支援してきました。しかし、計画を推進する中で、若者相談センター「アサガオ」の周知が不足しているなど、困難を有する子ども・若者の継続的な支援体制に課題があることなどがみえてきています。

「第2期 芦屋市子ども・若者計画」は、第1期計画の理念を引継ぐとともに、思春期から30歳代までの不登校やひきこもり、若年無業者（ニート）※状態に陥ることを予防的に支援するとともに、既存事業の見直しを行い、インターネットなど今日的な課題に注視した新たな計画として策定するものです。

※青少年問題協議会：青少年の補導、育成、保護及び矯正に関する総合的政策の樹立につき必要な重要事項を調査審議するために設置された市政の実現の推進に資するための附属機関です。

※総合教育会議：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月に施行されたことに伴い、各自治体において設置するものです。総合教育会議は、市長と教育委員会が教育施策等について協議・調整する場となっているものです。

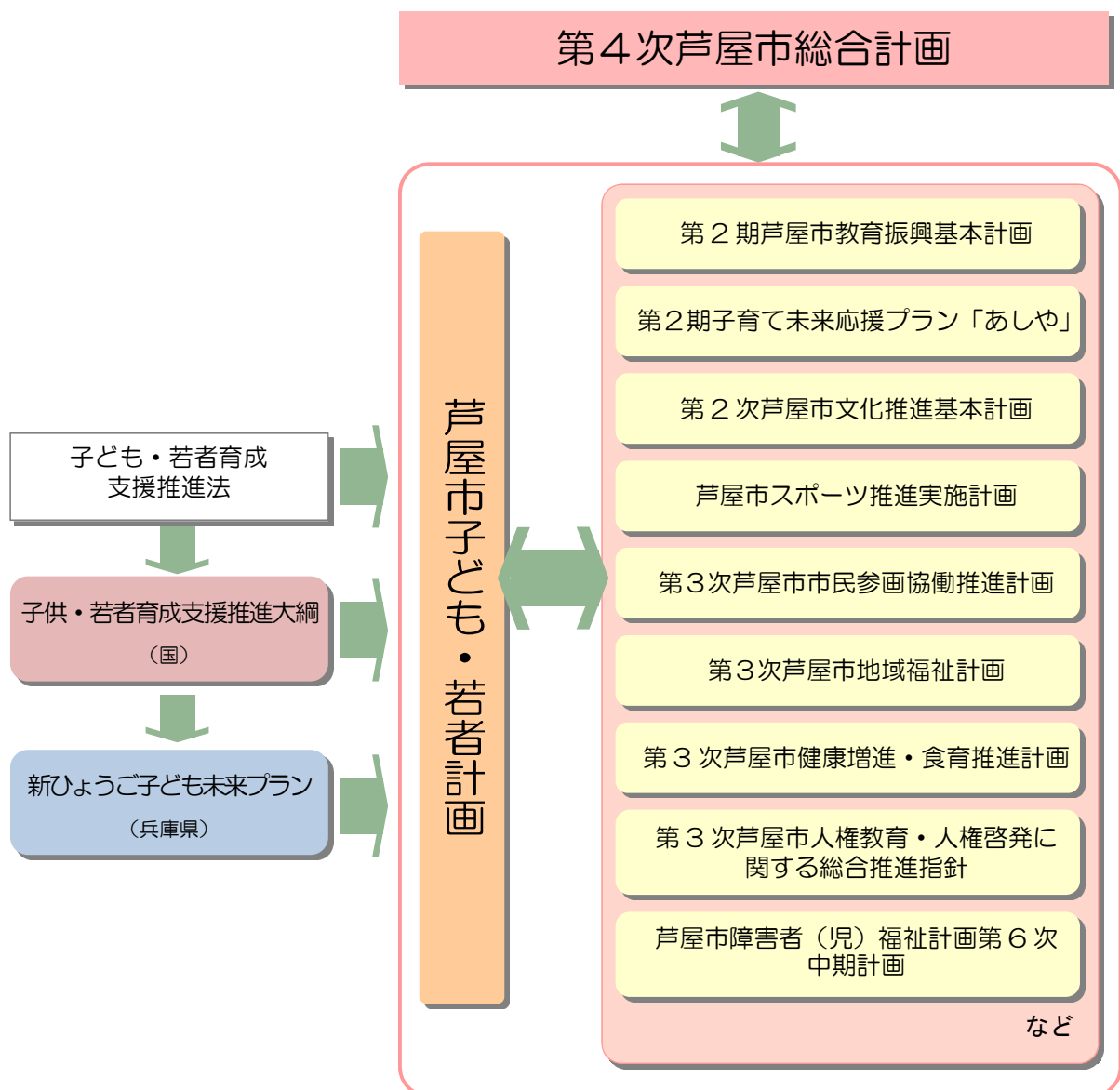
※若年無業者（ニート）：15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者を言います。

2 計画の位置づけと性格

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」です。

本計画の策定にあたっては、「第4次芦屋市総合計画」や関連する分野別計画との整合性を図り策定しています。特に、「第2期芦屋市教育振興基本計画」、「第2期子育て未来応援プラン「あしや」」の内容については対象年齢や施策の関連上、本計画と密接な関係があることから、双方に整合を図りながら推進していきます。

【 計画の位置づけ 】



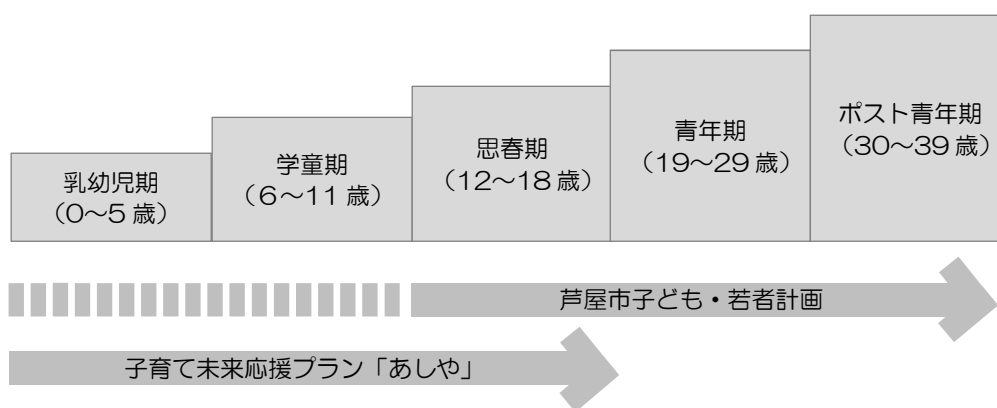
3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度の5年間とします。

なお、新たな課題や環境の変化、国の動向等に対応できるよう、柔軟性をもって計画を推進します。

4 計画の対象

計画の対象者は、子ども・若者育成支援推進法に基づくものとし、「第2期子育て未来応援プラン「あしや」」との役割分担を行い、乳幼児期^{*}から学童期^{*}の育ちを踏まえた上で、特に思春期^{*}から、青年期^{*}・ポスト青年期^{*}までの子ども・若者に照準を当てます。



【国の子供・若者育成支援推進大綱における子ども・若者等の定義】

子供：乳幼児期、学童期及び思春期の者です。

若者：思春期、青年期の者です。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者です。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者です。

※学童期は、小学生の者です。

※思春期は、中学生からおおむね18歳までの者です。

※思春期の者は、子供から若者への移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合があります。

※青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者です。

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者です。

第2章

子ども・若者を取り巻く状況

子ども・若者を取り巻く社会環境が大きく変化している中、平成27年度全国調査では、ひきこもりの子ども・若者が約54.1万人（1.57%）と推計され、本市人口に換算すると約300人と算定されます。

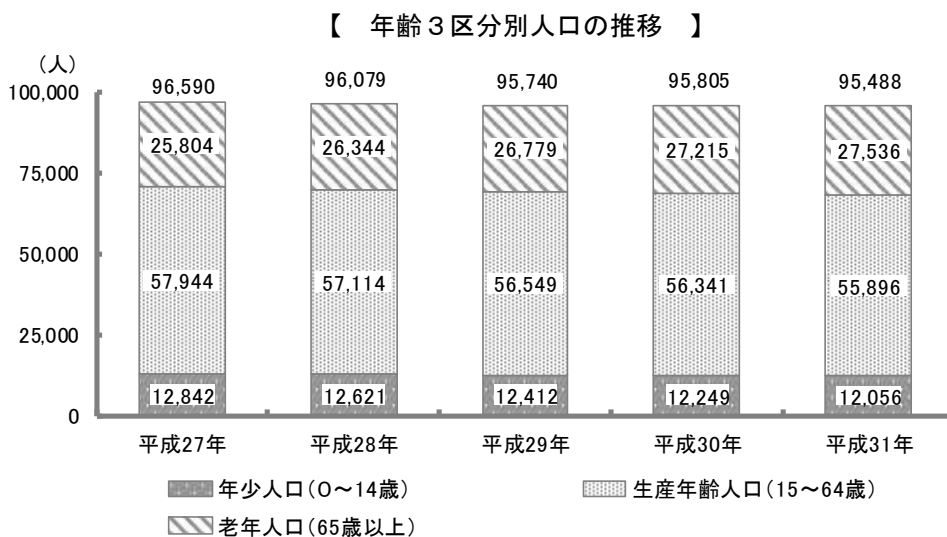
今回実施したアンケートの全体傾向としては、平成26年度調査に引き続き、子ども・若者が、家庭で大切に育てられてきたと感じるとの意識が高く、自己肯定感についても高いと言えます。さらに、朝食の摂食率も高く生活習慣も整っています。

しかし、悩みや心配があった場合に誰にも相談しないなどの現状が見られることから、支援を必要とする人が自立に向かって支援が受けられる仕組みを構築していくことが重要です。

1 芦屋市の動向・現状

(1) 人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は減少傾向であり、平成31年3月末では95,488人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は年々減少し、平成31年では12,056人となっています。



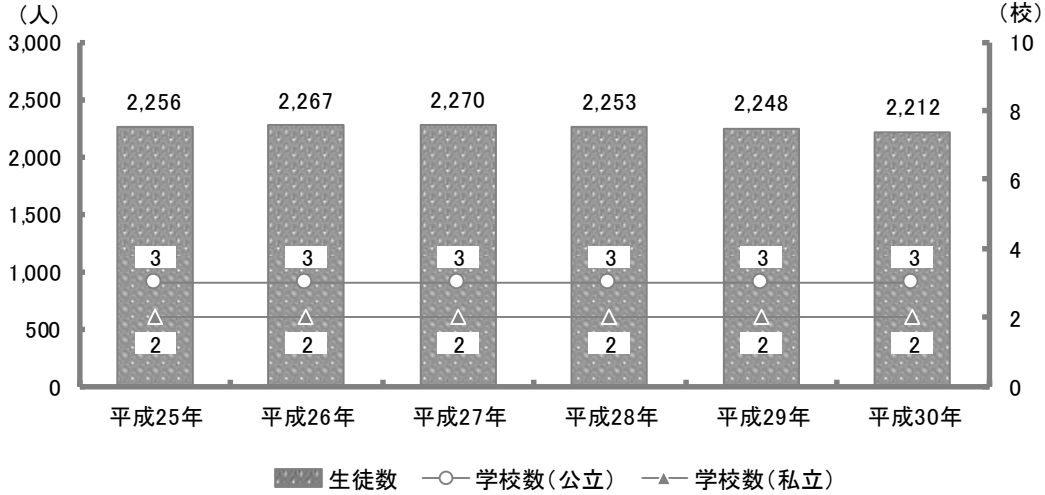
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 中学校・高等学校の状況

① 市内の中学校の状況

本市の中学校の生徒数、学校数の推移をみると、生徒数は平成25年度から平成30年度の6年間で、44人減少しています。学校数は、近年6年間変化はありません。

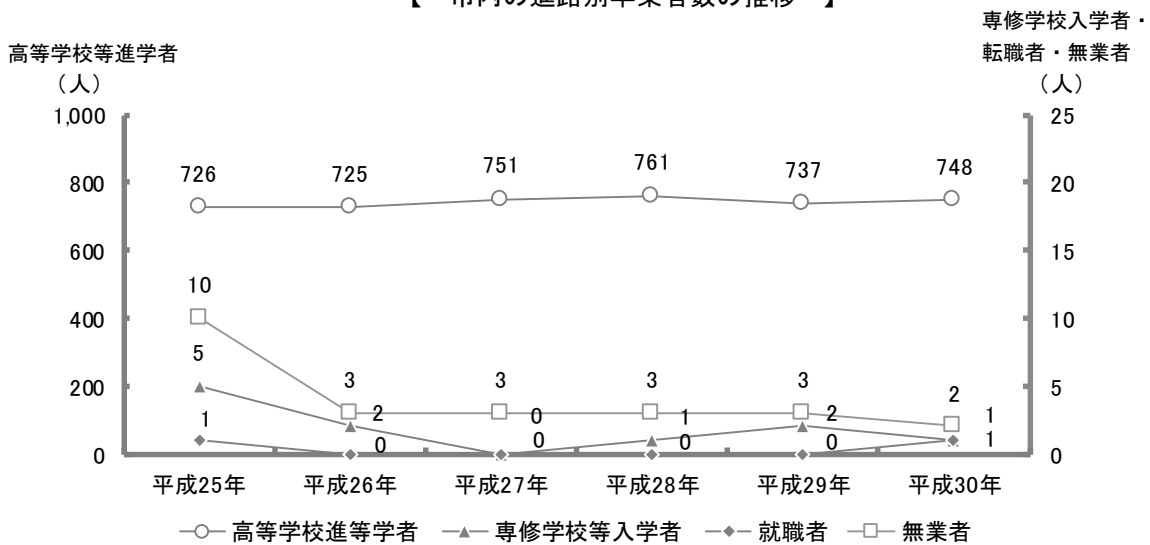
【 市内の中学校の生徒数、学校数の推移 】



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

本市の進路別卒業生数の推移をみると、高等学校等進学者は平成28年度をピークに横ばい傾向にあります。平成25年度に10人であった無業者が、平成30年度では2人に減少しました。

【 市内の進路別卒業生数の推移 】

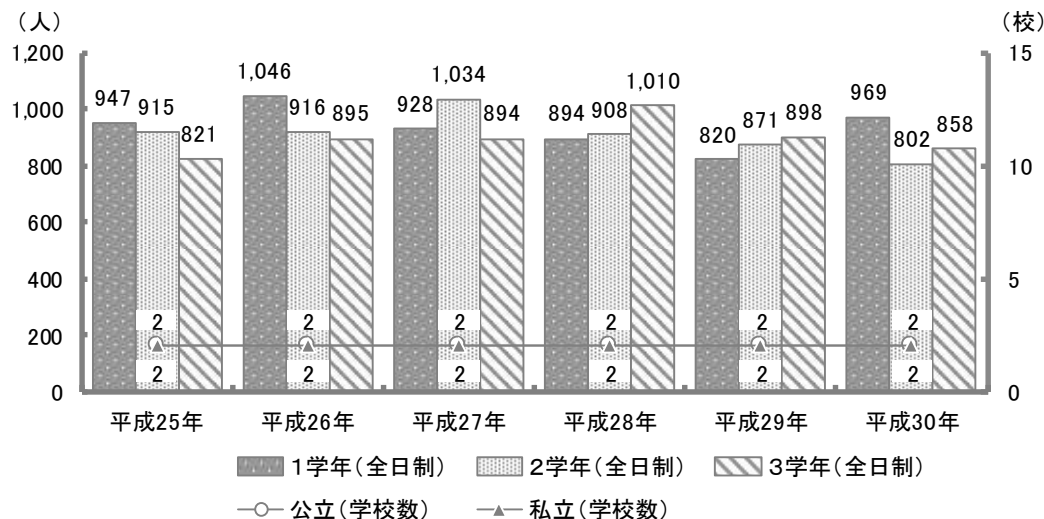


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

② 市内の高等学校の状況

高等学校の生徒数と学校数については、翌年になると1学年上がる学年進行で推移をみることができます。平成25年度以降、学年進行をみると、生徒数が減少しており、退学や留年などの要因が考えられます。学校数は近年6年間変化ありません。

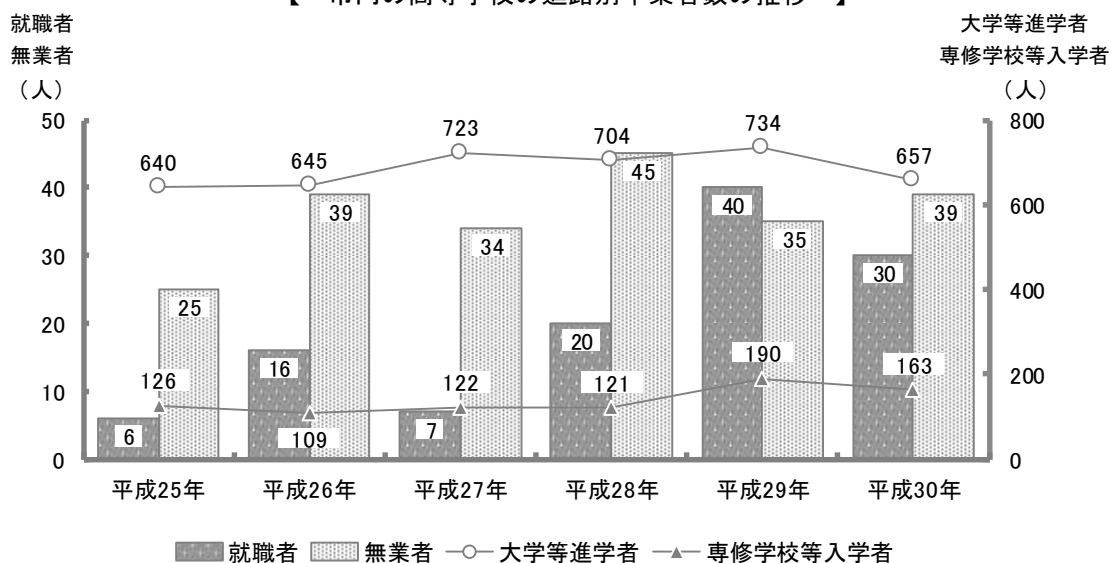
【 市内の高等学校の生徒数と学校数の推移 】



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

高等学校の進路別卒業生数の推移をみると、大学等進学者数はおおむね横ばいです。専修学校等入学者数は増加傾向にあります。就職者数、無業者数ともに平成25年度から増加傾向にあります。

【 市内の高等学校の進路別卒業生数の推移 】



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 問題行動の現状

問題行動とは、刑法犯行為（暴力行為・窃盗・万引き等）、ぐ犯・不良行※・無免許運転の行為をいいます。小・中学校の問題行動件数は平成30年度で500件となっており、平成28年度から増加傾向にあります。

【 問題行動件数の推移 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	93件	32件	37件	43件	53件
中学校	540件	419件	351件	417件	447件
合計	633件	451件	388件	460件	500件

資料：学校教育課

※本市の問題行動の内容は、悪ふざけや学校への不要物の持込みなどのぐ犯行為が問題行動の約8割を占めています。

(4) いじめの現状

平成6年度調査における「いじめ」とは、「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」というものでした。昭和61年の定義に比べ「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」が削除され、「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」が追加されました。平成18年度には「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言が削除され『いじめ』とは『当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。』とされました。また「いじめられた児童生徒の立場に立って」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等についての注釈が追加されています。

そして平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、「『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。」と示されました。

平成28年3月に文部科学省より、「いじめの芽」や「いじめの兆候」についても、「いじめ」であるといった、「いじめ」の正確な認知に関する通知がありました。そのことを受け、各小中学校に周知徹底を図ったことから、平成28年度より「いじめ」の認知件数が増加しております。

※平成28年度より、各学校において年間複数回、全児童・生徒に対していじめのアンケートを行うなどによりいじめの認知の徹底を図っています。

【 いじめ認知件数の推移 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	21件	43件	428件	740件	1,332件
中学校	33件	20件	141件	365件	357件
合計	54件	63件	569件	1,105件	1,689件

資料：学校教育課

(5) 不登校の現状

不登校とは、30日以上の長期欠席及び「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状態にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」をいいます。

本市の不登校児童生徒数の推移をみると、小学校児童数、中学校生徒数ともに増加傾向にあります。

【 不登校児童生徒数の推移 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	7人	18人	30人	26人	25人
中学校	53人	66人	67人	65人	78人
合計	60人	84人	97人	91人	103人

資料：学校基本調査

【 不登校児童生徒数の割合 】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	芦屋市	0.1%	0.4%	0.6%	0.6%	0.6%
	兵庫県	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	公開予定
	全国	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	公開予定
中学校	芦屋市	3.3%	4.1%	4.1%	4.0%	4.9%
	兵庫県	2.7%	2.8%	3.2%	3.6%	公開予定
	全国	2.9%	3.0%	3.1%	3.4%	公開予定

資料：学校基本調査

適応教室は不登校の傾向を持つ子どもたちのための施設です。平成26年度から平成30年度をみると、在籍者数は、小学校では横ばいとなっています。中学校では増加傾向にあります。

【 適応教室 在籍者数 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	4人	4人	2人	3人	5人
中学校	14人	10人	17人	17人	25人
合計	18人	14人	19人	20人	30人

資料：学校教育課

(6) 体力の状況

体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上でも、また物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものです。

文部科学省が行っている「新体力テスト」では、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げの8種目のテストを実施しています。

本市では男女とも、全国の平均値を下回る結果となっています。

【 男子 新体力テスト合計点 】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校 6年生	芦屋市	58.8	59.4	59.3	59.1	59.1
	全国	61.9	60.6	61.5	61.8	62.0
中学校 3年生	芦屋市	47.5	48.1	47.1	47.0	45.9
	全国	50.6	51.4	51.6	51.0	51.1

資料：学校教育課

【 女子 新体力テスト合計点 】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校 6年生	芦屋市	56.9	60.5	58.6	57.8	59.2
	全国	62.0	61.9	62.1	62.5	62.3
中学校 3年生	芦屋市	48.2	52.4	49.1	49.5	51.9
	全国	52.7	53.2	54.0	54.5	54.3

資料：学校教育課

(7) 学力の状況

文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」について、芦屋市全体の結果をとりまとめました。教科に関する調査については、小中学校ともに全ての教科で「おおむね良好」以上の評価となっており、十分に評価できる結果となっています。

【 全国平均と比較した芦屋市全体の傾向 】

全国平均と比較した結果の示し方は次の4段階とします

No.	段 階	全国平均を 100 とした場合の芦屋市の割合
1	極めて良好	115 以上
2	良好	105 以上 115 未満
3	おおむね良好	95 以上 105 未満
4	課題あり	95 未満

学年	教科	領域別	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校 6 年生	国語	A (知識) 結果	良好	良好	良好	良好	良好
		B (活用) 結果	良好	良好	良好	良好	良好
	算数	A (知識) 結果	良好	良好	良好	良好	極めて良好
		B (活用) 結果	極めて良好	極めて良好	極めて良好	極めて良好	極めて良好
中学校 3 年生	国語	A (知識) 結果	おおむね良好	良好	良好	良好	良好
		B (活用) 結果	おおむね良好	良好	良好	おおむね良好	良好
	数学	A (知識) 結果	良好	良好	極めて良好	良好	良好
		B (活用) 結果	良好	極めて良好	極めて良好	良好	極めて良好

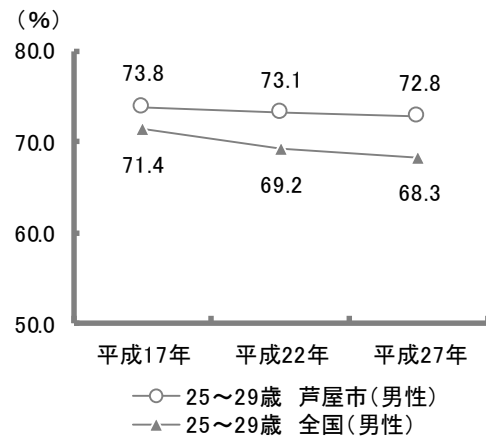
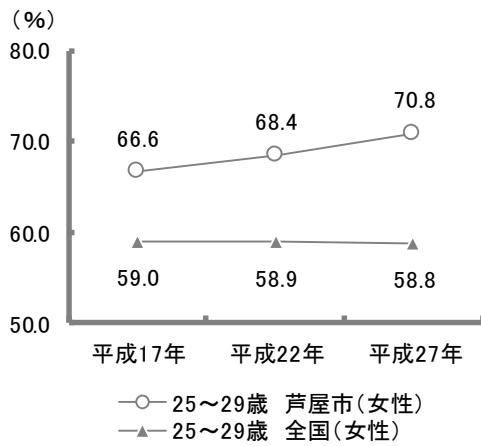
資料：学校教育課

(8) 若者の未婚率の状況

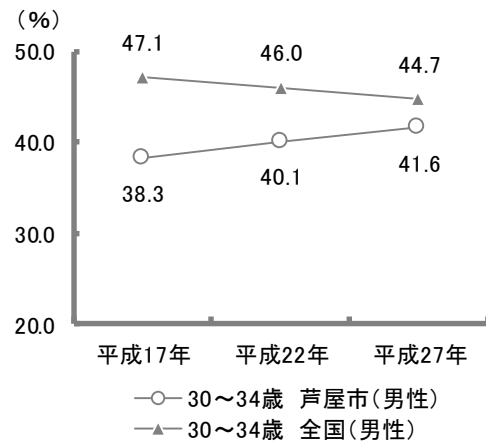
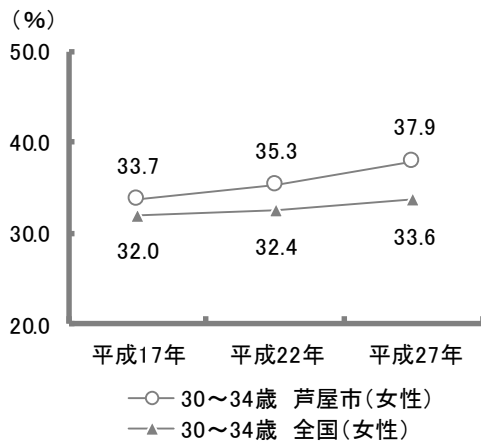
未婚率の推移をみると、20歳代後半の男性を除いて、若者の未婚率は上昇傾向にあります。男女別でみると、おおむね男性の未婚率が女性より高くなっています。平成27年の30歳代後半の未婚率をみると、男女とも約4分の1が未婚となっています。

【 本市の若者未婚率の推移 】

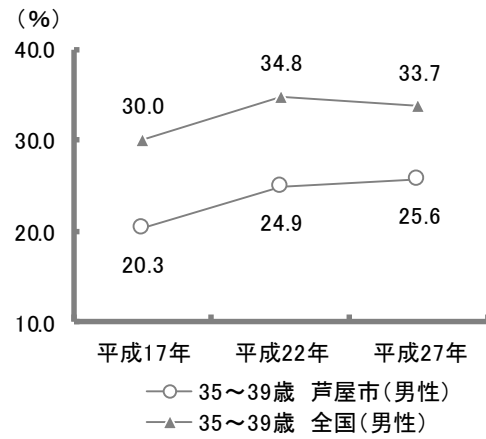
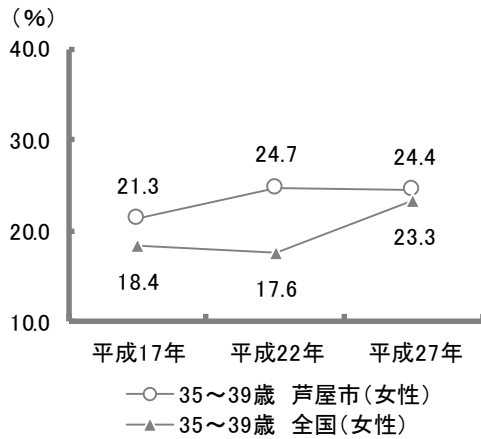
25～29歳の未婚率



30～34歳の未婚率



35～39歳の未婚率



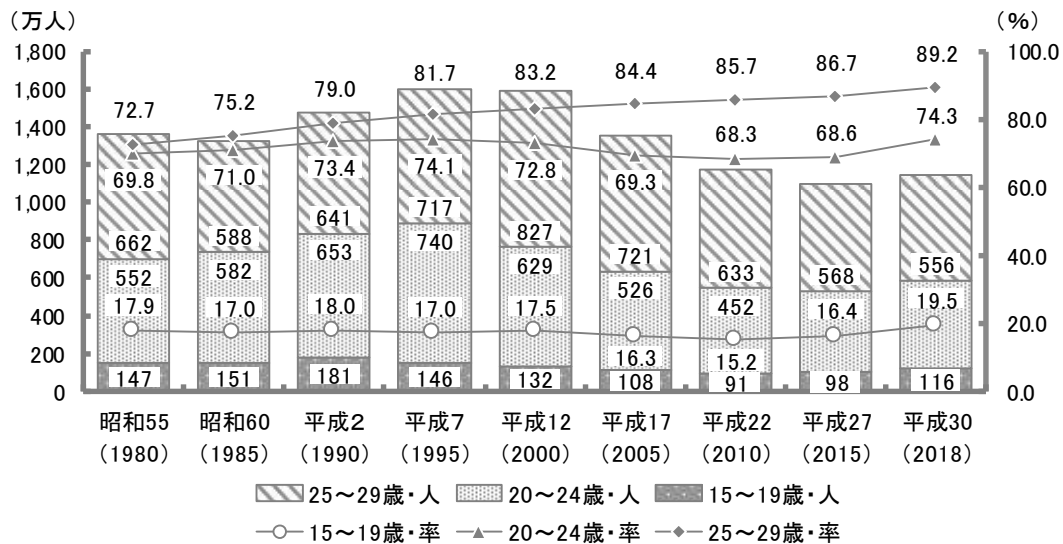
資料：国勢調査

2 全国の就労等の状況

(1) 若者の就労を取り巻く状況

我が国の労働力人口は減少傾向にあります。労働力率はどの年代も増加傾向にあります。

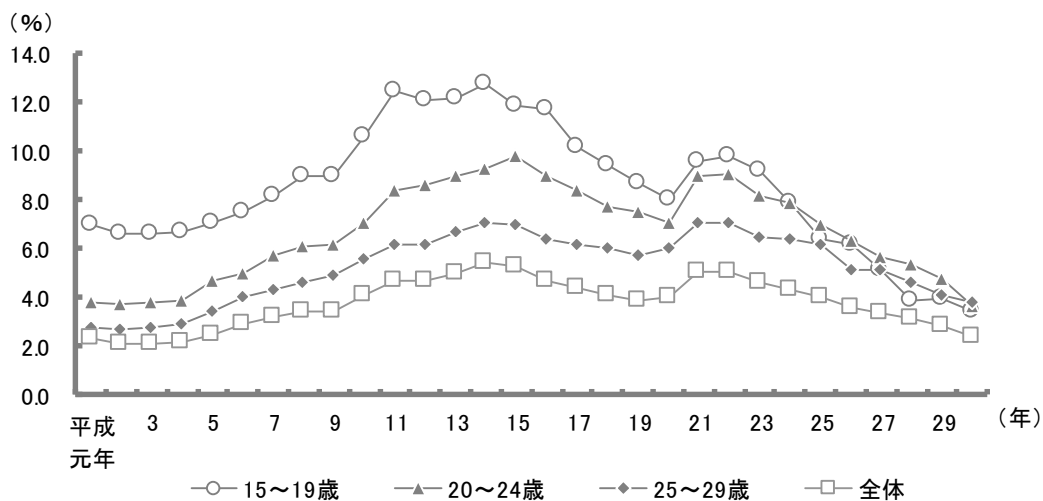
【 国の労働力人口と労働力率の推移 】



資料：総務省「労働力調査」

若者の失業率の推移をみると、全体平均に比べ高くなっていますが、失業率は減少傾向にあります。

【 若者の失業率の推移 】



資料：総務省「労働力調査」

3 全国のひきこもり，若年無業者（ニート）の状況

(1) 全国におけるひきこもりの状況

平成27年に内閣府による「若者の生活に関する調査報告書」では、全国の15～39歳までの子ども・若者の1.57%、約54.1万人がひきこもり状態にあると推計されました。

過去にひきこもりの状態になった年齢*について、「15歳～19歳」の割合は34.8%と最も高く、次いで「20歳～24歳」の割合が25.9%となっています。また、その継続期間については、「6ヶ月～1年」の割合は39.2%と最も高く、次いで「1～3年」と答えた方の割合は28.5%となっています。

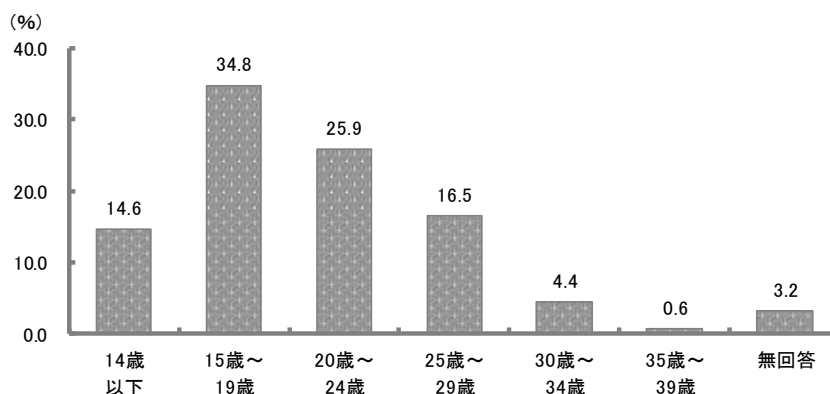
※ 今までに6か月以上連続して、以下のような状態になったことがあると回答した方

- ①ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
- ②ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
- ③自室からは出るが、家からは出ない
- ④自室からほとんど出ない

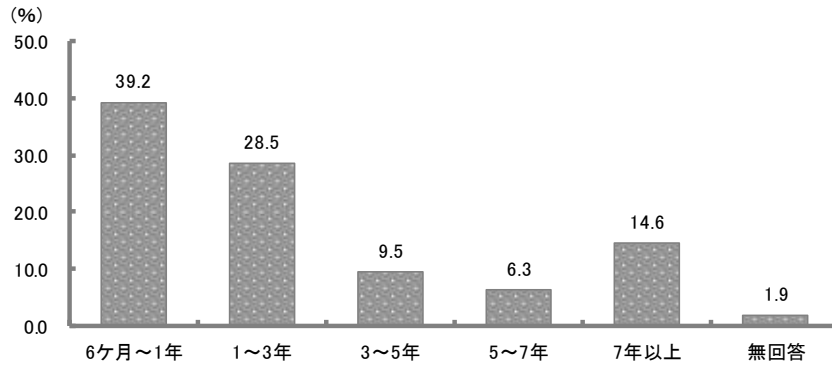
【 ひきこもりの子ども・若者 】

区 分		推計数	有効回収率に占める割合	ひきこもり群の定義の内容
広義のひきこもり	狭義のひきこもり	17.6万人	0.51%	・自室からほとんど出ない ・自室からは出るが、家からは出ない ・ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
	準ひきこもり	36.5万人	1.06%	・ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
	合 計	54.1万人	1.57%	

【 過去にひきこもりの状態になった年齢 】

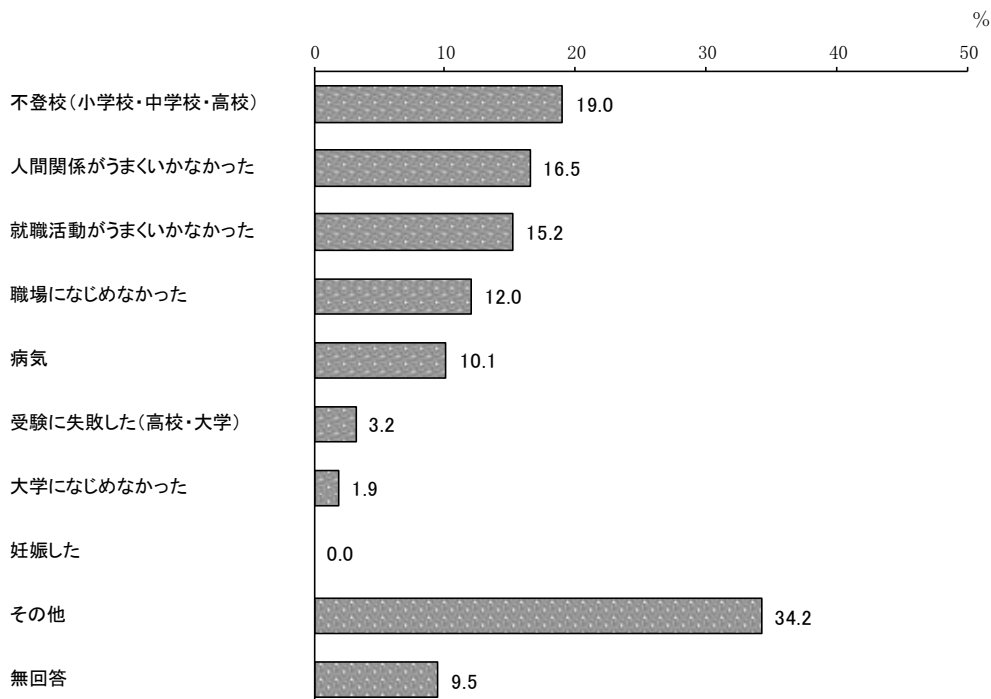


【 過去にひきこもりの状態だった期間 】



ひきこもりになったきっかけは、不登校が最も多く、人間関係がうまくいかなかった、仕事や就職に関するものなど、人との関わりに問題を持つ理由が多くみられます。なお、その他の回答については「無気力」、「特に理由はない」、「インドアなので」、「特に思いつかない」、「会社が営業譲渡された」、「好きな事をしていたいから」などの他、具体的な記載がないものも多くありました。

【 ひきこもりの理由 】

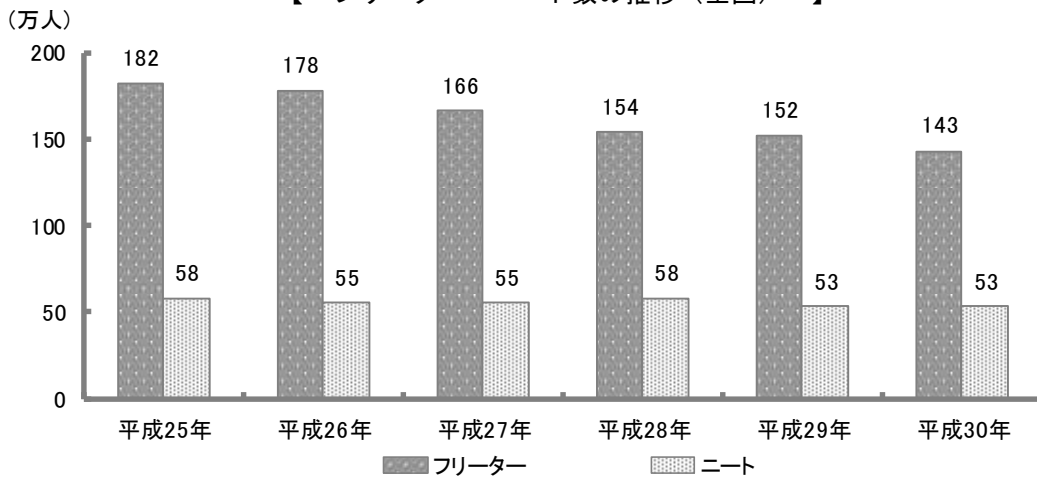


(2) 全国における若年無業者（ニート）等の状況

平成25年以降、人口が年々減少していることを背景に、フリーター*の数も、減少しています。一方で、若年無業者（ニート）*の若者の数は、横ばいとなっています。

- ※ フリーター：15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、次の①～③の条件の者。
 ①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者
 ②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
 ③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学等もしていない者
 ※ 若年無業者（ニート）：15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者
 以後、文中で出てくる若年無業者（ニート）をニートと表記する

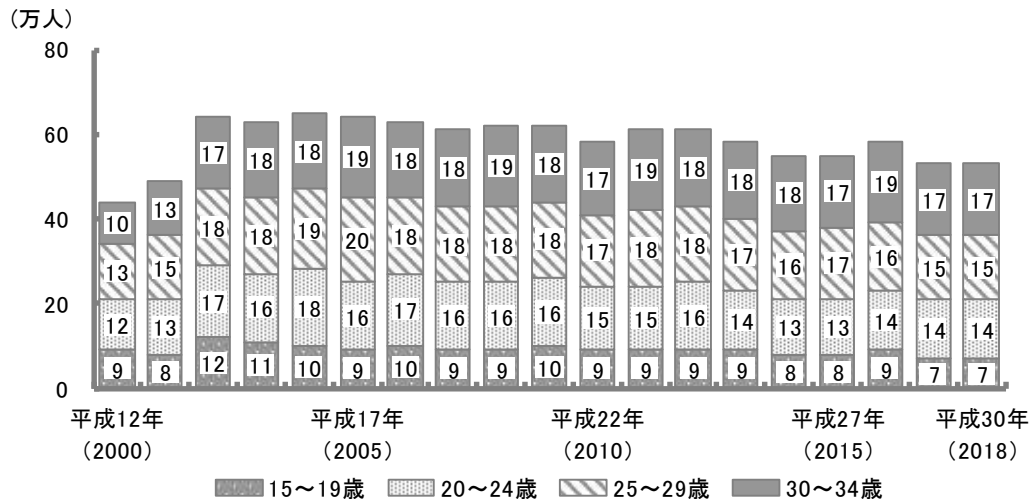
【フリーター・ニート数の推移（全国）】



資料：総務省「労働力調査」

ニートの数は、平成14年に大きく増加した後、おおむね横ばいで推移し、平成30年は53万人となっています。平成30年のニートを年齢階級別にみると、15～19歳が7万人、20～24歳が14万人、25～29歳が15万人、30～34歳が17万人となっています。

【若年無業者数の推移（全国）】



資料：総務省「労働力調査」

4 アンケート調査等からみる子ども・若者の意識実態について

子ども・若者施策の対象となる世代の意識や行政に対する要望などから、「芦屋市子ども・若者計画」の見直しに役立てるため、アンケート調査を実施しました。また、芦屋市に在学する子ども・若者や関係団体等の「生の声」を聞くため、ヒアリングやワークショップを実施しました。なお、平成26年度の同様の調査と比較しながら、課題を抽出しました。

(1) 各調査等の概要

① 「子ども・若者計画」に関するアンケート調査

- ア 調査対象 中学生調査：芦屋市在住の公立中学校2年生悉皆抽出（550通）
一般調査：芦屋市在住の15歳から39歳までの中から無作為抽出（3,000通）
- イ 調査期間 中学生調査：平成31年3月1日から平成31年3月20日
一般調査：平成31年2月20日から平成31年3月11日
- ウ 調査方法 中学生調査：直接配布・回収
一般調査：郵送による配布・回収
- エ 回収状況 中学生調査：496通（90.2%）
一般調査：864通（28.8%）

② 関係機関・相談機関ヒアリング

PTA協議会、愛護委員、福祉推進委員、民生委員・児童委員
主任児童委員、若者相談センター「アサガオ」
芦屋大学教師、青少年センター自習室の若者

③ 若者ワークショップ

芦屋大学学生、新成人企画チーム

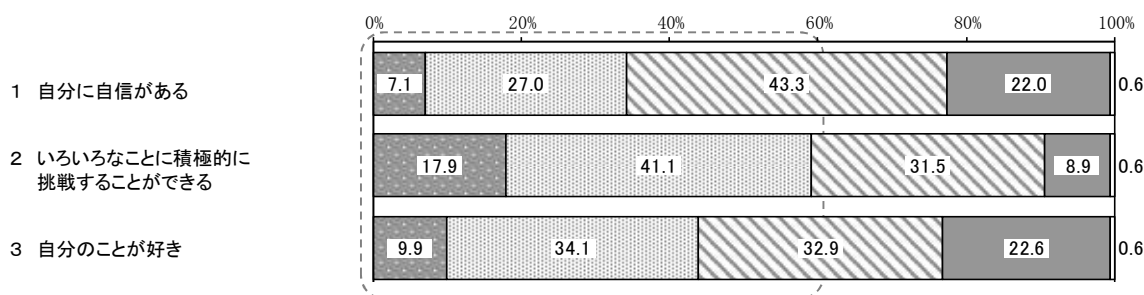
(2) 子ども・若者計画に関するアンケート調査の主な結果

① 自分に自信がありますか。また、自分のことが好きですか。

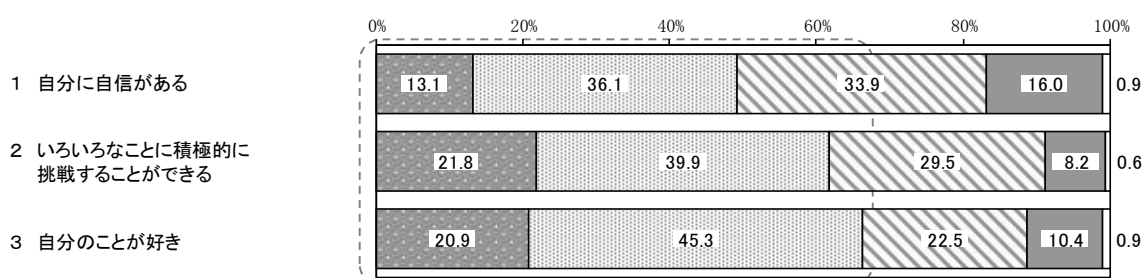
あなた自身について、中学生調査では、「自分に自信がある」は、肯定的な回答※が34.1%、「自分のことが好き」は、肯定的な回答が44.0%となっており、一般調査では、「自分に自信がある」は、肯定的な回答が49.2%、「自分のことが好き」は、肯定的な回答が66.2%となっています。

他市の類似調査結果と比べて、芦屋市の自己肯定感が高いと言えます。自己肯定感、健やかな成長のために大切であると言われていたことから、個性を認め合い、多様な価値観を尊重し、子ども・若者が健全に成長できるよう、学生時代から自己肯定感を高める取り組みが重要です。

【あなた自身にあてはまること（中学生）】



【あなた自身にあてはまること（一般）】



■ はい □ どちらかといえばはい ▨ どちらかといえばいいえ ■ いいえ □ 無回答

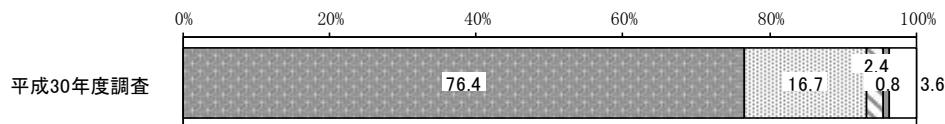
※肯定的な回答：「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた人

② これまで家族の中で大切に育てられてきたと感じますか。

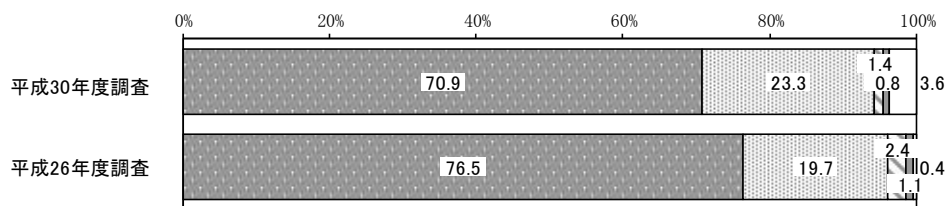
「これまで家族の中で大切に育てられてきたと感じるか」について、中学生調査では、「大切に育てられてきたと感じる」の割合が76.4%と最も高く、一般調査においても、平成26年度調査と比較すると、「大切に育てられてきたと感じる」の割合が減少しているものの、70.9%と最も高くなっています。

家族の中で大切に育てられてきたと感じる割合からも、芦屋市の家庭における養育環境はおおむね健全であると言えます。しかし、近年は、少子化や核家族化等の影響により、家庭での教育力の低下が懸念されており、教育の原点ともいべき家庭教育への支援が求められています。

【これまで家族の中で大切に育てられてきたと感じるか（中学生）】



【これまで家族の中で大切に育てられてきたと感じるか（一般）】



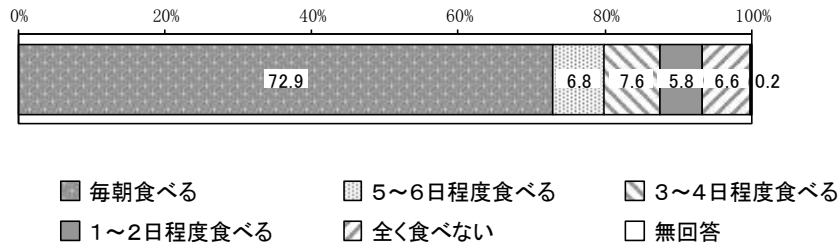
- 大切に育てられてきたと感じる
- ▨ どちらかと言えば大切に育てられてきたと感じる
- ▩ どちらかと言えば大切に育てられてきたと感じない
- 大切に育てられてきたと感じない
- 無回答

③ 朝ごはんを週に何日程度食べますか。

生活習慣を確認するため設問した「朝ごはんを週に何日程度食べるか」について、「毎朝食べる」の割合が72.9%と最も高くなっています。朝食の摂食率は他市の類似調査結果と比べても低くない状況です。

食事や睡眠などといった基本的な生活習慣は、人が生きていくうえで身に付ける最初の「自立」であり、心身ともに充実した生活を送るうえでの基盤となることから、乳幼児期の段階から健全な基本的な生活習慣を身に付けさせることが必要です。

【朝ごはんの摂食状況（一般）】



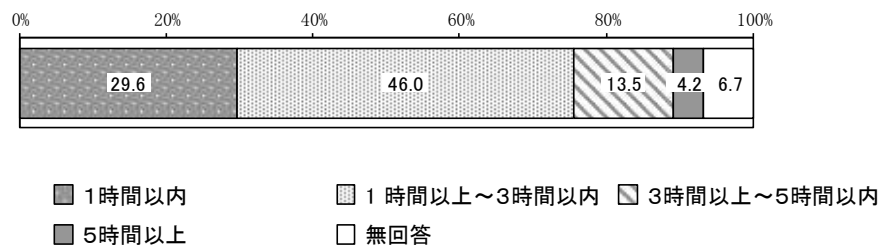
④ 一日に、インターネットやゲームをどのくらいの時間使用しますか。

一日に、インターネットやゲームをどのくらいの時間使用するかについて、「1時間以上～3時間以内」の割合が46.0%と最も高く、「3時間以上～5時間以内」の割合についても13.5%となっていることから、インターネット環境に接する機会が確実に増えています。

今後も情報社会のさらなる進展が予測されることから、インターネットは非常に利便性が高く社会生活から切り離す事ができません。しかし、使い方によっては、非常に危険なツールとなることもあり、子どもが巻き込まれる事件も多く、インターネット上のいじめ等、顕在化していないトラブルは相当の数に達すると考えられます。

インターネット社会に生きる子ども達への支援として、SNS等も含めたインターネット社会において加害者や被害者にならないために、情報モラル教育の充実を図ることが必要です。

【インターネットやゲームの使用状況（中学生）】

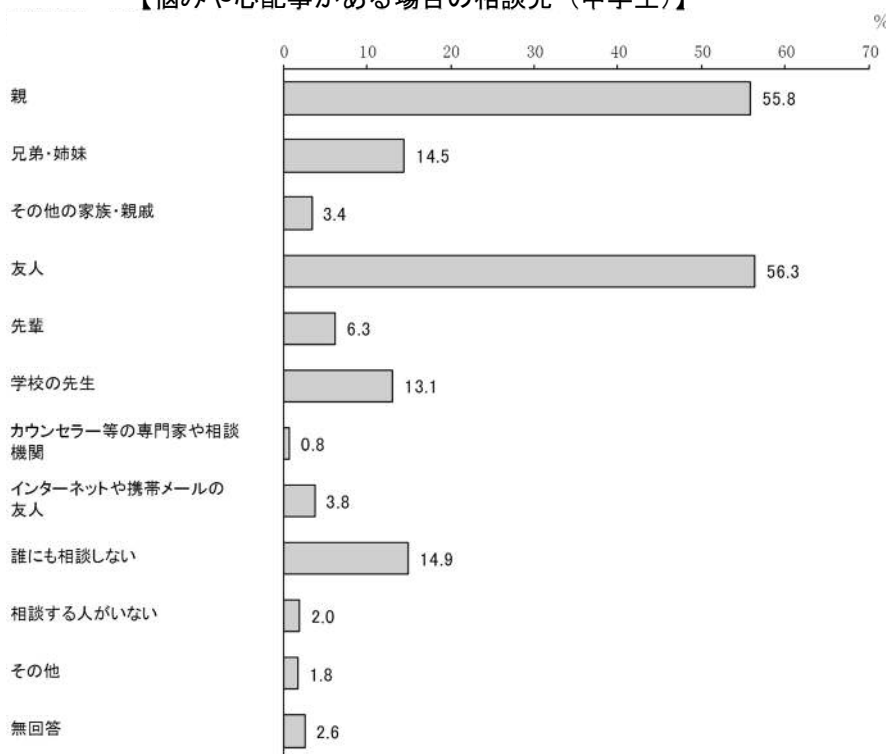


⑤ 悩みや心配ごとがある場合、誰に相談しますか。

「悩みや心配ごとがある場合、誰に相談するか」について、「友人」の割合が56.3%と最も高く、次いで「親」の割合が55.8%、「誰にも相談しない」の割合が14.9%となっています。

また、これまで家族の中で大切に育てられてきたと感じない人ほど、「誰にも相談しない」「相談する人がいない」の割合が高く、相談先の選択肢が少なくなっていることから、子ども・若者が孤立しないよう、周囲の人が声をかけて支えあうとともに、関係機関が連携し、相談支援体制を整備することが必要です。

【悩みや心配事がある場合の相談先（中学生）】



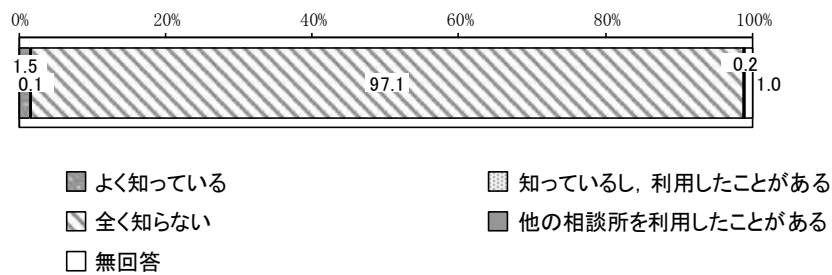
【(大切に育てられてきた感じるか区分) 悩みや心配事がある場合の相談先（中学生）】

悩みや心配事がある場合の相談先	単位：%												
	親	兄弟・姉妹	その他の家族・親戚	友人	先輩	学校の先生	専門家や相談機関	カウンセラー等の専門家	インターネットや携帯メールの友人	誰にも相談しない	相談する人がいない	その他	無回答
大切に育てられてきたと感じる	62.8	15.8	3.4	58.0	6.1	13.7	1.1	4.2	13.5	0.8	1.8	2.1	
どちらかと言えば大切に育てられてきたと感じる	34.9	13.3	3.6	56.6	7.2	10.8	0.0	1.2	18.1	4.8	1.2	1.2	
どちらかと言えば大切に育てられてきたと感じない	8.3	0.0	0.0	58.3	16.7	16.7	0.0	8.3	16.7	16.7	8.3	0.0	
大切に育てられてきたと感じない	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0	

⑥ 芦屋市では若者相談センター「アサガオ」という不登校・ひきこもり・ニート等に関する相談所がありますが、知っていますか。

若者相談センター「アサガオ」の認知度について、「全く知らない」の割合が97.1%と最も高くなっており、認知度に課題がみられます。今後は、「アサガオ」の認知度を高めるための周知・啓発のさらなる推進が必要です。

【若者相談センター「アサガオ」の認知度（一般）】

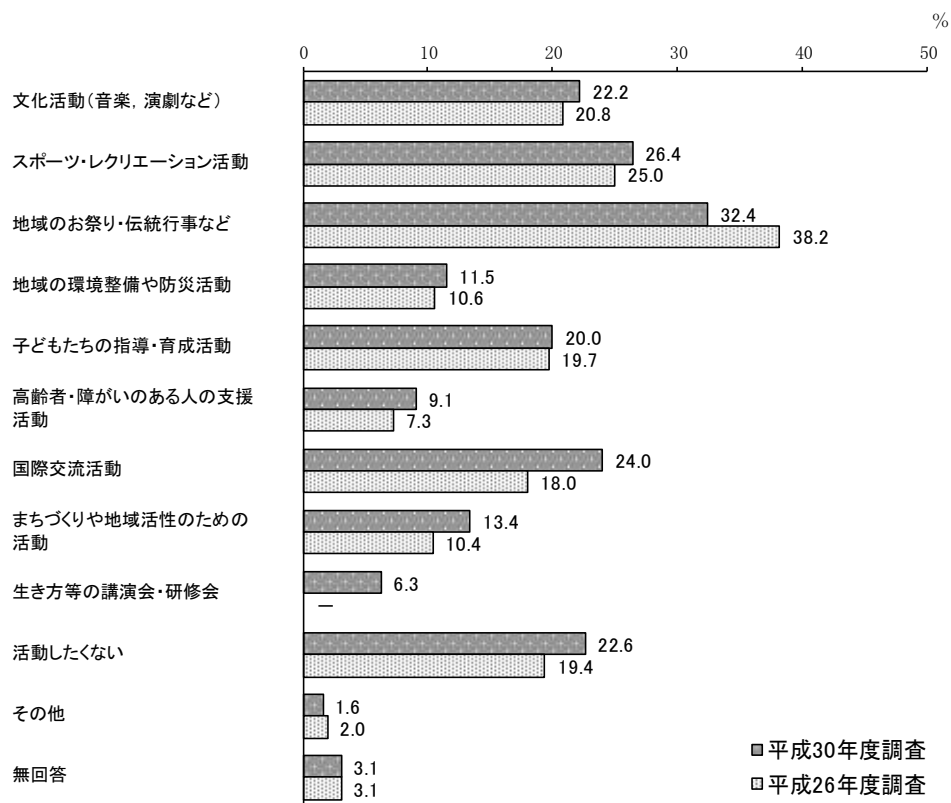


⑦ 今後、地域社会で参加したいものはありますか。

「今後、地域社会で参加したいものはあるか」について、「地域のお祭り・伝統行事など」の割合が32.4%と最も高く、次いで「スポーツ・レクリエーション活動」の割合が26.4%、「国際交流活動」の割合が24.0%となっています。平成26年度調査と比較すると、「国際交流活動」の割合が増加しています。一方、「地域のお祭り・伝統行事など」の割合が減少しています。

また、地域活動に参加したくない方は2割を超えています。これらの方々に、地域活動への参加を促す周知を行うとともに、様々な組織・団体活動など地域活動者との連携・協働により一人でも多くの方に地域社会とつながってもらえるための機会を創出していく仕組みの構築が必要です。

【今後、地域社会で参加したいもの（一般）】



※平成26年度調査では、「生き方等の講演会・研修会」の項目はありませんでした。

⑧ 芦屋市に若者向けのどんな場所があればよいと思いますか。

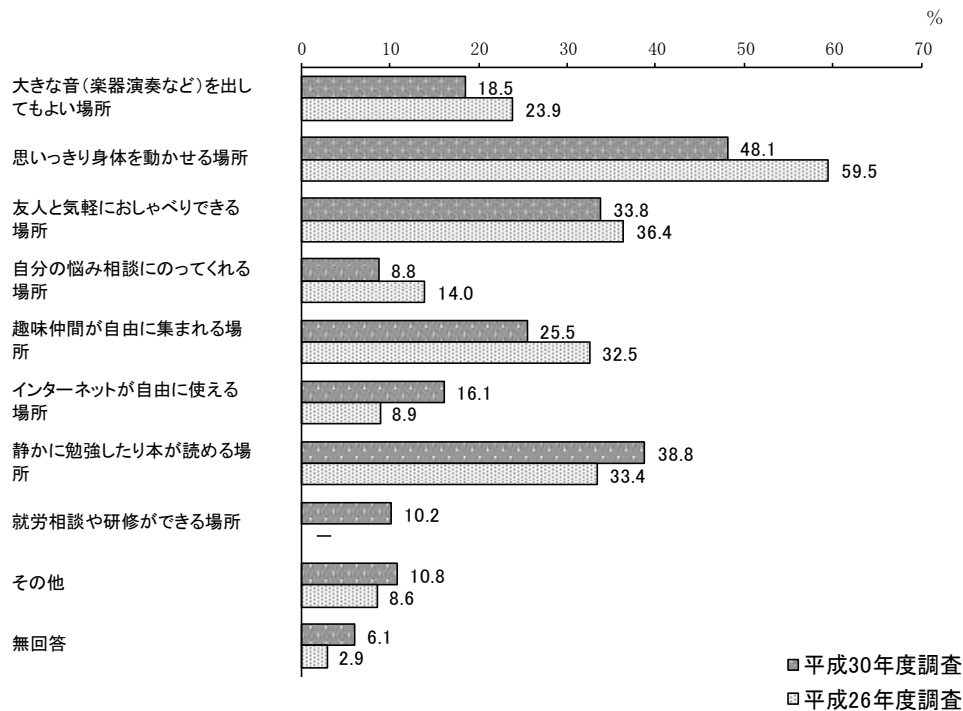
「芦屋市に若者向けのどんな場所があればよいと思うか」について、「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が48.1%と最も高く、次いで「静かに勉強したり本が読める場所」の割合が38.8%、「友人と気軽にしゃべりできる場所」の割合が33.8%となっています。

平成26年度調査と比較すると、「インターネットが自由に使える場所」「静かに勉強したり本が読める場所」の割合が増加しています。

誰もが気軽に集い、利用できる場所や機会をつくることが求められています。

また、近年、子どもが巻き込まれる交通事故や、子どもが被害を受ける痛ましい事件が多発しており、地域で安全・安心に暮らしていくことへのニーズが高まっています。家庭・学校・地域が連携を図り、子ども・若者が非行や犯罪に関わることをないよう支援することが重要です。

【あればよいと思う若者向けの場所（一般）】



※平成26年度調査では、「就労相談や研修ができる場所」の項目はありませんでした。

(3) ヒアリング及びワークショップの主な意見

■ 社会生活を送る上で困っている若者の支援について

- ・若者への就労支援のプログラムや、担当部署を明確に広報することが必要です。
(関係機関)
- ・困っている若者が、本音を話すことができない環境におかれていませんか。相談窓口をもっとアピールしていくことが必要です。(保護者団体)
- ・情報の共有とプライバシーの保持、見守りの難しさを感じます。(地域活動団体)
- ・コミュニケーションをとるのが苦手な子が多いです。コミュニケーションのとり方などを伝える場所が必要です。(地域活動団体)
- ・芦屋市は、小さいながら貧富の差が大きいと感じます。地域の情報を行政が把握するためにも、地域や人とのつながりが必要です。(地域活動団体)
- ・もっと相談機関(教育と福祉)が連携するような体制をつくる必要があります。学校の授業になじめない子どもには早くから支援が必要であり、そのためにも担任とは別に日常生活の支援を行う先生も必要です。(地域活動団体)

以上からも、行政の相談窓口について一層の周知が必要であるとともに、行政においては、相談機関の専門性を向上しつつも、相談機関同士の連携の強化が必要となっています。

■ インターネット社会で起きている問題について

- ・便利さ、楽しさのアピールと同等(同量)でインターネットの怖さの情報も子どもたちにアピールが必要です。(保護者団体)
- ・全て想像力の欠如だと思います。幼稚園児の頃からこれをしたら相手はどう感じどう思うか、常にいろいろ考える習慣が身につけば良いと思います。
(保護者団体)
- ・子ども達は学校で情報セキュリティの話を知りたりして、勉強しています。そのため、使い方によっては危険で犯罪に巻き込まれることは知っています。どうすれば防げるかをこれからも学ぶとともに、親が学習できるよう話を聞ける機会をつくってほしいです。(保護者団体)
- ・自己責任です。もっと自覚が必要です。(若者本人)
- ・インターネットを使う一人一人が倫理観を持つべきです。(若者本人)

以上からも、インターネットを使う一人一人のモラルを向上させていくとともに、特に、子どもを犯罪から守るためにも、社会や地域とのつながりを取り戻すことと、親子で話し合う関係づくりが必要となっています。



基本的な考え方

1 基本理念

子ども・若者を取り巻く環境は変化を重ねています。近年では、子ども・若者が将来に夢や希望を見いだせず自ら命を絶ってしまうことを予防するための対策や、増加する外国人児童・生徒への支援、性同一性障害など性的マイノリティへの配慮、さらには子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待への対応など、多様化する個々の状況を踏まえた対策が求められています。

一方で子ども・若者がそれぞれの個性をもちながら年齢に応じた経験を重ね、親子関係をはじめとした人間関係を築き、社会に参加し、自立していくという過程には普遍的な重要性があります。したがって、不登校やひきこもり、ニートといった状態に陥り、年齢に応じた経験を積む機会を失ったり、状態の長期化により社会から孤立してしまった子ども・若者の社会参加を促すための支援は、引き続き丁寧に取り組まなければなりません。

第1期計画では、育ち直しを支える丁寧なケアと家庭的・社会的な支援を行うことを理念の一つに掲げました。

第2期計画においても「子ども・若者の健全育成に向けての提言」を踏まえて、子ども・若者を取り巻く環境の変化に応じた新たな取り組みの方向性も指向しながら、引き続き、子ども・若者が「人とつながり、自分らしさを見つけて、自立にむかう」を基本理念とします。

人とつながり、自分らしさを見つけて、自立にむかう

子ども・若者の育ちを支援し、
親としての学びを支え、
子どもや若者に寛容なまちづくりを実現する

この基本理念には、子ども・若者の活動に地域の理解と協力と参加を求め、相互理解を進め、“寛容なまちづくり”を実現する思いを込めています。

近年では、子どもの声が騒音に当たるかどうかの問題になり、平穏な生活との関係で訴訟が全国で相次いでいます。その原因として社会の少子化などにより子どもがいる生活が日常ではなくなったことや子どもへの思いが多様化したこと等が指摘されています。

子ども・若者の遊び場（居場所）を確保するとともに、子ども・若者の活動や行動に地域の理解と協力と参加を求め、相互理解を進めていくために、啓発をはじめとした取り組みを進めていきます。

2 計画の体系

本計画では、「重点目標2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」を中心に、芦屋市のすべての子ども・若者を包括的に支援していきます。

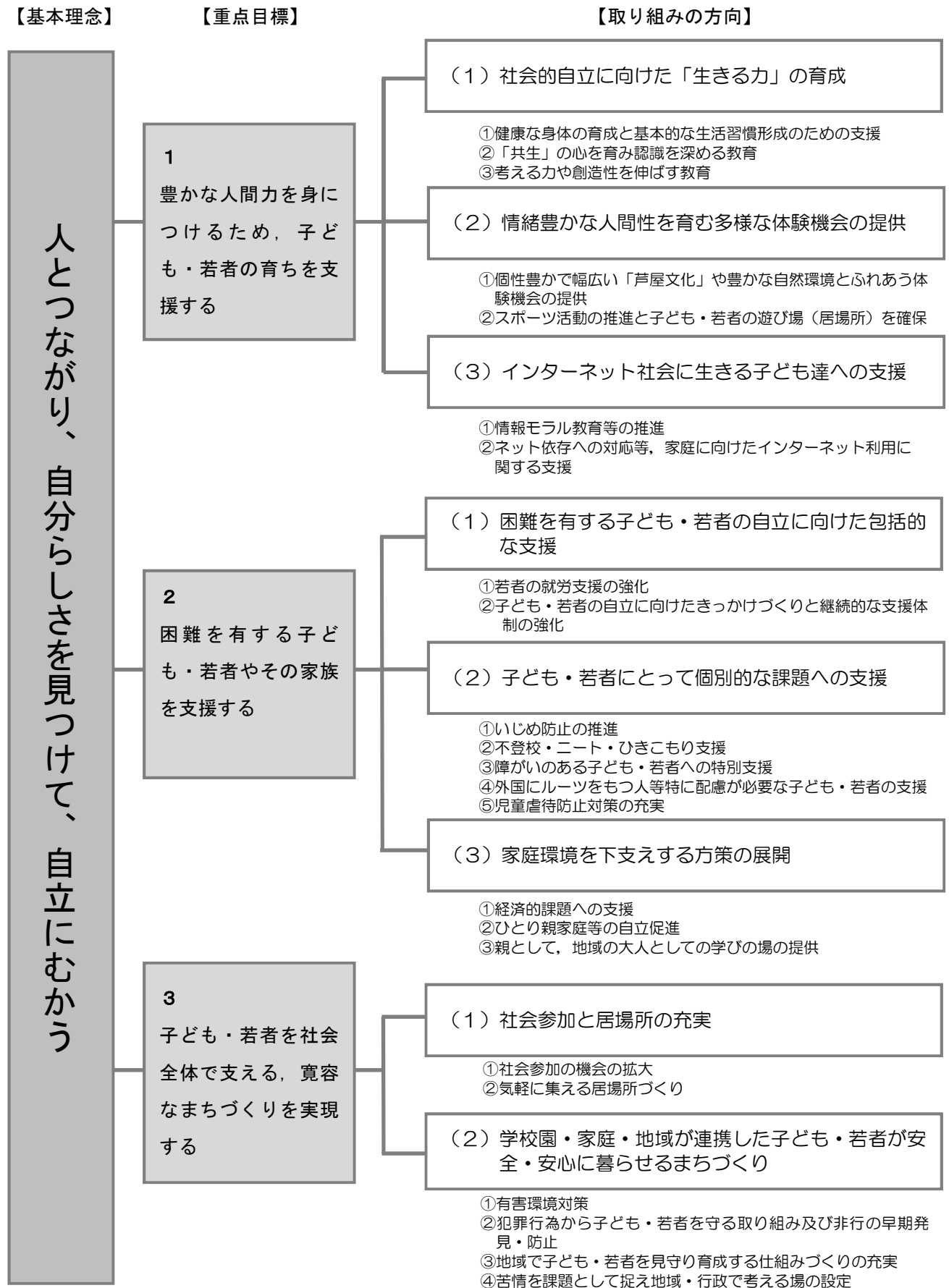
家庭によって子どもの育ちは変わります。社会の発展と核家族化、さらには親の価値観の多様化等を背景として、家庭での教育に不安や悩みを抱えている親が増えている状況があります。

困難を有する子ども・若者の心のケアと支援を図っていくとともに、子ども・若者にとって個別的な課題を支援していきます。そのうえで困難を有する子ども・若者をできるだけ減らすために、子ども同士が遊びを通じて学び合う場所や時間を確保できるよう事業展開を行い、居場所づくりを推進していきます。

また、学校園・地域との連携により、子ども・若者の育ちに対して、寛容なまちづくりを目指します。

また、アンケート結果から、インターネット社会が深化して、若年層の生活の一部として飛躍的に普及していることがわかりました。『子ども・若者の健全育成に向けての提言』を踏まえ、新たに重点目標の取り組みのひとつとして「インターネット社会に生きる子ども達への支援」を位置付け推進していくものとします。

【 計画の体系 】





第4章

計画内容

事業名に【重点】印が付いている事業は、重点事業として「第5章 計画の推進に向けて」において指標管理していきます。

重点目標 1 豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する

アンケート調査結果をみると、自分のことが好きではない人で朝食を毎朝食べる人の割合が低く、また、閉じこもりたいと思う人ほど朝食の欠食傾向がみられます。

子ども・若者が健全に成長するためには、基礎学力や体力のみならず、基本的な生活習慣を身に付けることが重要です。豊かな人間性を育むため、家庭での教育に関する支援を充実することが求められます。

また、一般の人に比べ中学生で、自分に自信のない人や自分のことが好きではない人の割合が高くなっています。加えて、これまで家族の中で大切に育てられてきたと“感じる”人は9割を超え高くなっている一方、そう“感じない”人も見受けられ、家庭環境が自分をつくっていく基盤であることから、限りなく100%に高めていくことが必要です。

自己肯定感は、健やかな成長のためにも大切とされています。個性を認め合い、多様な価値観を尊重し、子ども・若者が健全に成長できるよう、友人とのふれあいや様々な活動を通じ恒常的に自己肯定感を高める取り組みが重要です。

さらに、近年、インターネットの普及をはじめとする情報社会の進展から、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。

中学生、一般ともに1日のインターネットやゲームの使用時間が1時間以上の人が多くを占めています。また、一般調査では、楽しい（充実している）と感じるときとして「インターネットやSNS等をしているとき」が増加していることや、日ごろ影響を受ける相手として「インターネット」が増加しています。中学生調査においては、日ごろ影響を受ける相手として、「テレビ・ラジオ」「友人」と同程度に「インターネット」が高くなっていることから、日常生活に深く浸透している状況がうかがえます。しかし、他方では、少数ながらもインターネットやスマートフォンを使用していてトラブルにあった経験がある人が存在しています。

今後もインターネット社会のさらなる進展が予測されることから、子ども・若者が情報を正しく理解・判断する力を養っていくことや、情報モラルを育成すること、情報を主体的に活用していく力を身に付けることが必要です。

【(自分のことが好きか区分) 朝食を何日食べるか (中学生)】

単位：%

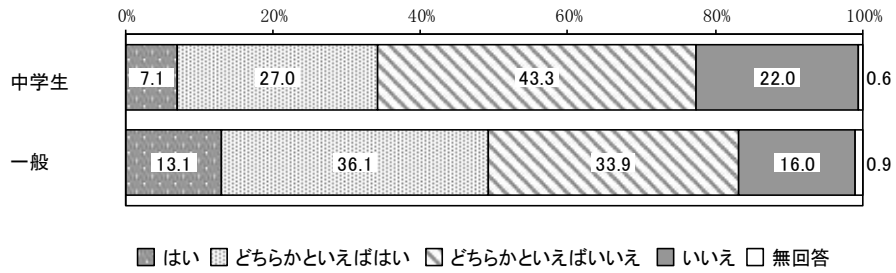
朝食を食べる日数 (1週間においての)	毎朝 食べる	5 ～ 6 日 程 度 食 べ る	3 ～ 4 日 程 度 食 べ る	1 ～ 2 日 程 度 食 べ る	全 く 食 べ な い	無 回 答
自分が好きか						
はい	91.8	4.1	0.0	2.0	2.0	0.0
どちらかといえばはい	87.6	5.9	3.6	1.8	0.6	0.6
どちらかといえばいいえ	85.9	7.4	1.8	2.5	1.8	0.6
いいえ	84.8	5.4	5.4	0.0	3.6	0.9

【(閉じこもりたいと思うことがあるか区分) 朝食を何日食べるか (一般)】

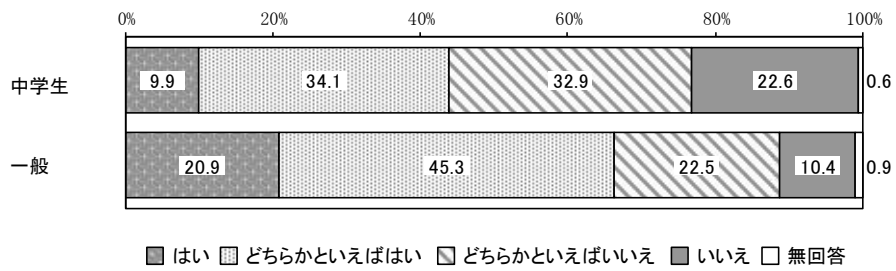
単位：%

朝食を食べる日数 (1週間においての)	毎朝 食べる	5 ～ 6 日 程 度 食 べ る	3 ～ 4 日 程 度 食 べ る	1 ～ 2 日 程 度 食 べ る	全 く 食 べ な い	無 回 答
閉じこもりたいと思う ことがあるか						
はい	66.1	4.5	12.5	7.1	9.8	—
どちらかといえばはい	68.1	7.0	10.8	7.6	6.5	—
どちらかといえばいいえ	75.3	6.0	7.4	5.1	6.0	—
いいえ	76.4	8.2	4.4	4.7	5.8	0.6

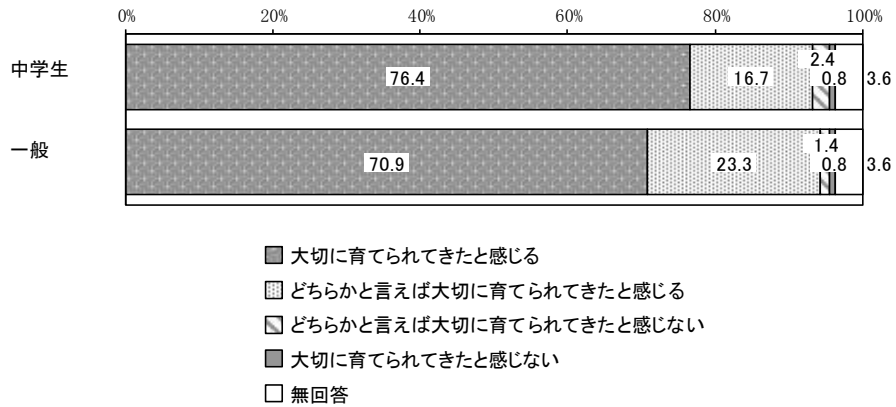
【自分に自信があるか】



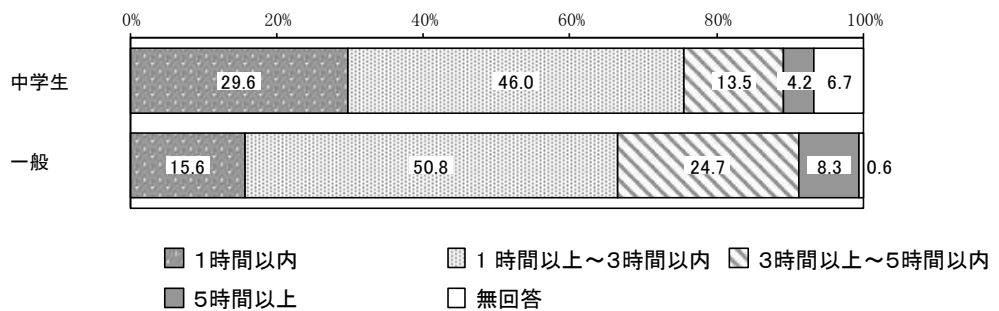
【自分のことが好きか】



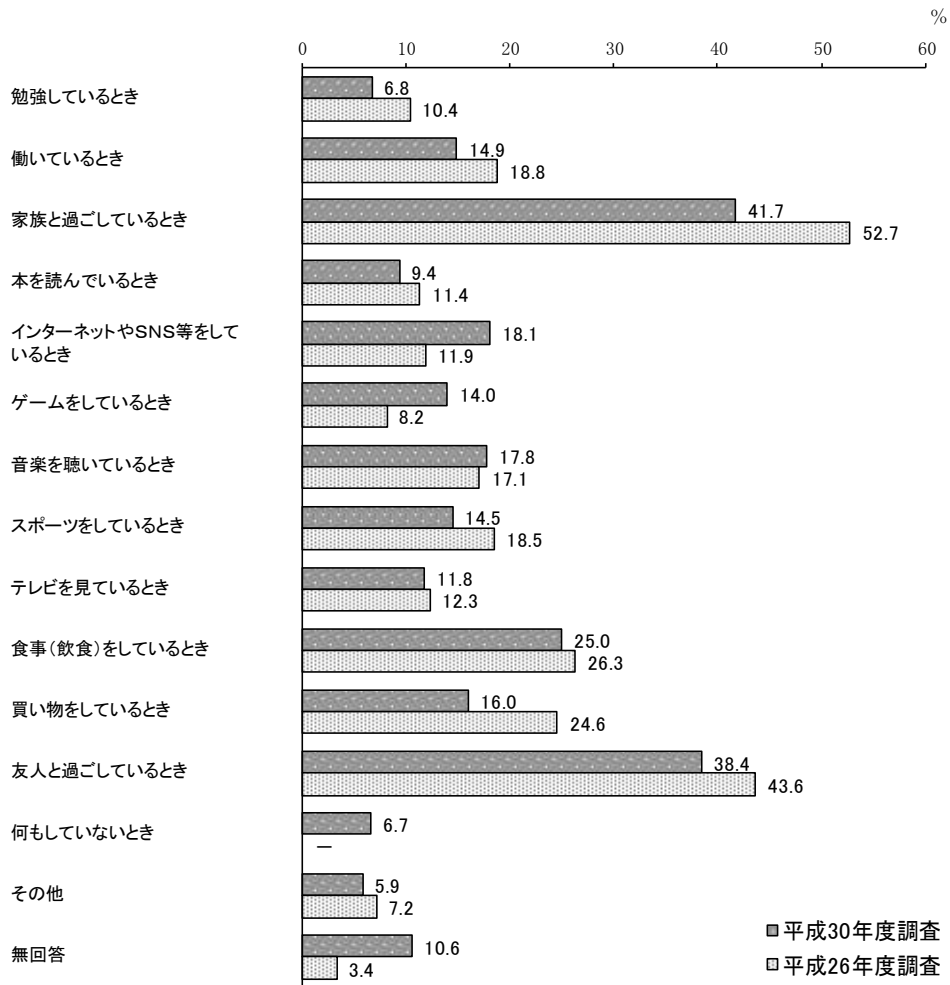
【これまで家族の中で大切に育てられてきたと感じるか】



【インターネットやゲームの使用状況】

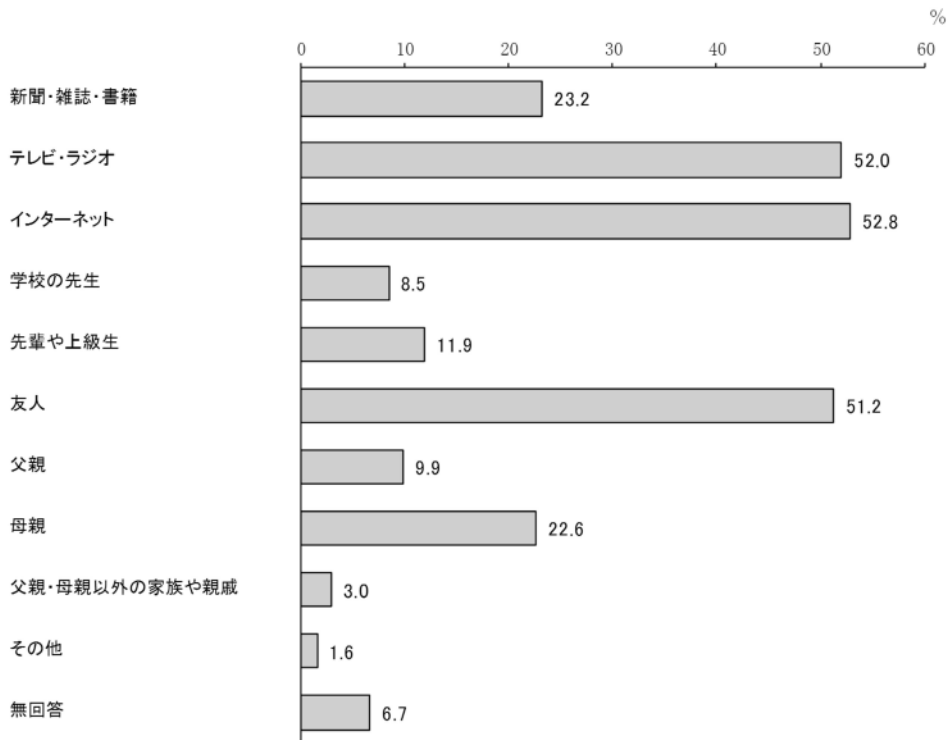


【楽しい（充実している）と感じるとき（一般）】

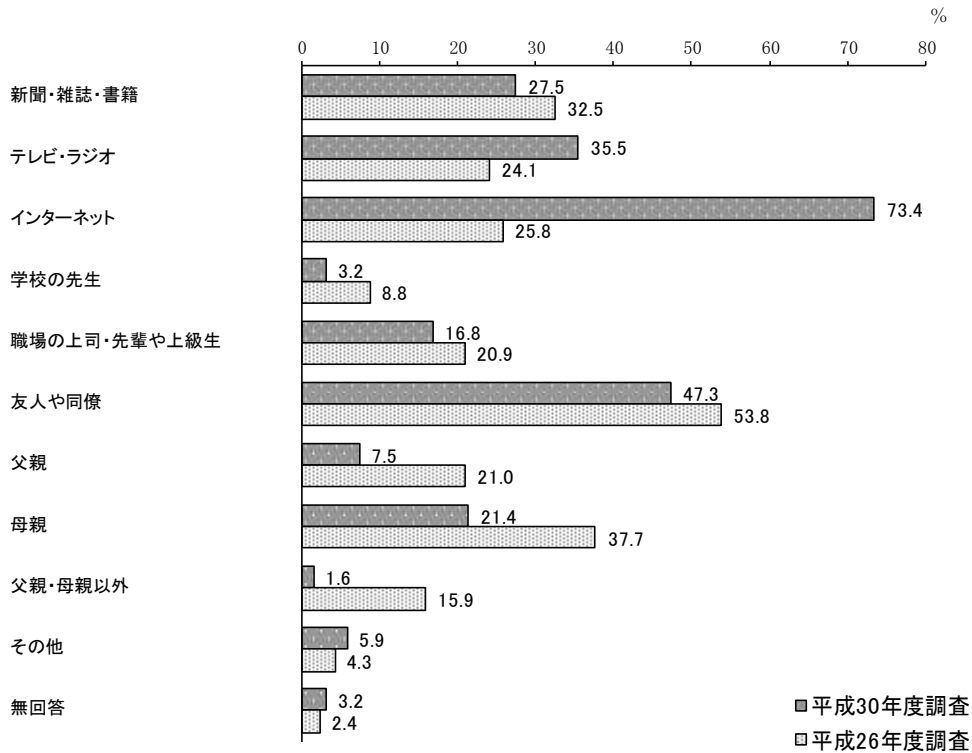


※平成 26 年度調査では、「何もしていないとき」の選択肢はありませんでした。

【日頃影響を受けているもの（中学生）】



【日頃影響を受けているもの（一般）】



(1) 社会的自立に向けた「生きる力」の育成

成長過程にある子ども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にす心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭・学校・地域、関係機関が連携して支援します。

■ 施策

① 健康な身体の育成と基本的な生活習慣形成のための支援

近年の都市化、核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化等を背景として、子育てに関して悩む親が増えてきていることが指摘されています。そこで、家庭教育に関する支援の充実を図り、子育て中の親が悩みや不安感を解消し、家庭教育に取り組むことができるようにします。

加えて、心身の調和のとれた発達を図る観点から、子ども達が望ましい食習慣や生活習慣を身に付けることができるよう、家庭と連携した食育や健康教育を推進します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
1	父親の子育てに対する積極的参加の促進 【重点】	父親が地域の行事や家庭での育児に参加できるような集会やイベントを企画し、あらゆる機会を通じ積極的に父親の参加を促します。 家族で参加しやすい土日開催講座を実施します。	子育て推進課 男女共同参画推進課 健康課 学校教育課
2	家族の絆を深める体験ができる場の提供 【重点】	家族全員で参加することで家庭の大切さを考え、家族の絆を深めることができるイベント等を実施します。	子育て推進課
3	学校の給食の充実 【重点】	児童生徒の心身ともに健全な発達を図るため、栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食を提供します。	学校教育課
4	ヘルスアップ事業 健康ポイント(新規)	誰もが気軽に健康づくりに取り組めるよう、健康づくりに係る講座や事業に参加すること等で「健康ポイント」を取得できる仕組みづくりを進め、楽しみながら「いつのまにか健康(になる。)」を実践できるよう、支援します。	健康課
5	わくわく冒険ひろば	普段体験できないような野外での活動を通して親子で自由にのびのびと遊び、ふれあう中で子育てへの意識の向上を図ります。	子育て推進課
6	子育て井戸端会議	子育ての悩みを気軽に話し合う場を提供します。	子育て推進課
7	子育て講演会、講座	子育てに関する講演会や講座を開催することで、子育てについて考え、向き合う気持ちを深めます。	子育て推進課 児童センター
8	子育てグループの育成	地域の親子が楽しく交流が図れるよう、自主的な子育てグループの育成を支援します。	子育て推進課
9	親と子どもの健康教育	「プレおや教室」「もぐもぐ離乳食教室」「幼児の食事とおやつ教室」等の事業を実施し、生活習慣や食と栄養等について楽しく学ぶ機会を提供します。	健康課

No.	事業名	事業概要	主担当課
10	環境・食育講座	就学前の親子を対象に身近な題材をテーマに楽しく学習します。	児童センター
11	ミニ講演会の開催	子育て，教育等についてミニ講演会を行い，話し合いの場を提供します。	児童センター
12	子育てに関する公民館講座	子育てについての講座を開催します。	公民館
13	教育問題講座及び講演会	教育に関する講座・講演会を開催します。	公民館
14	学校における食育の実施	関係機関の協力も得ながら，様々な食育に関する教育活動を実施します。	学校教育課
15	学校の食に関する指導者の充実	各校に配置された栄養教諭および管理栄養士を対象とした毎月定期的に開催する献立研究会の中で，情報交換を行い，献立を始めとした給食の質の向上・食育指導の充実を図ります。	学校教育課
16	学校における健康診断	学童期，思春期における子どもの健康の保持増進と疾病の早期発見，早期治療のために，引き続き，学校において健康診断を実施します。また授業等で，保健指導も実施します。	学校教育課
17	栄養相談	食事診断の実施，食や栄養に関する疑問や相談に応じることで健康を維持する食習慣が身に付き，健康な身体を育成できるよう支援します。	健康課
18	Goodバランスアップ教室	健康を維持する正しい食事バランスについて知識を習得し，その知識を実際の食生活の中で実践できるよう支援します。	健康課

② 「共生」の心を育み認識を深める教育

「いのち」を大切に作る心，他人を思いやる心など豊かな人間性を育み，人権尊重の理念に基づく「共生」の心を育む教育に取り組むとともに，自助・共助の精神による防災意識に関する認識を深める教育を進めます。

【 主な事業 】

No.	事業名	事業概要	主担当課
19	人権擁護事業 【重点】	法務局や人権擁護委員と連携し，人権擁護活動を行います。近年インターネットやSNSによる人権侵害が増加しているため，市内の学校園等において，スマホ・ケータイ人権教室を実施します。	人権推進課
20	人権啓発事業 【重点】	人権を尊重する意識の普及，啓発をします。多様化する人権課題に対して効果的な啓発を図っていきます。	人権推進課
21	みんなでキャンプ	障がいの有無に関わらず，参加する全ての子ども達が共同生活を通して，相互の理解を深め，自立心を養います。	学校教育課
22	防災教育推進事業	震災及び風水害の教訓を語り継ぐ教育に引き続き取り組むとともに，近年の風水害等における避難行動からも学びを得ながら，すべての学校園で地域，専門機関と連携した実践的な防災訓練等を実施します。	学校教育課
23	人権教育の推進	芦屋市人権教育推進協議会の活動を支援することにより，人権教育を推進していきます。	生涯学習課
24	平和施策	平和の大切さを訴える各種事業を行い，平和を守る意識の普及，啓発を図ります。若い世代へ戦争の悲惨さや平和の大切さを継承していきます。	人権推進課
25	隣保館事業	福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして，誰もが気軽に集える雰囲気づくりを通して，気軽に来館できるよう努めます。	上宮川文化センター

③ 考える力や創造性を伸ばす教育

「豊かな人間力」という理念を行政・学校園・家庭・地域が共有し、目標を持ち、連携することによって、課題解決に向けて自ら考える創造性豊かな子どもを育てます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	主担当課
26	子ども読書の街づくり推進事業(ブックワーム芦屋っ子)【重点】	読み聞かせや音読などの読書活動の充実を図り、子どもの読書習慣を確立させるとともに、学校図書館の整備を進め、学校図書館の利用促進に取り組みます。また、就学前の幼児の学校図書館利用を促進します。	学校教育課
27	トライやる・ウィーク【重点】	中学2年生を対象に、保護者や地域のボランティアの協力を得て職場体験活動、文化活動、ボランティア活動等の様々な体験活動を行います。	学校教育課
28	消費者教育推進事業(新規)【重点】	契約のルールやお金の使い方など、イベントや出前講座などを通してライフステージに応じた消費者教育を実施します。	地域経済振興課
29	学力向上パワーアッププラン・学力向上支援プラン	新学習指導要領の実施にあたり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けての授業改善に取り組むことで、学力の育成を図ります。	学校教育課
30	チューターの配置	チューターを小学校4年生と中学校1年生の算数・数学の授業に配置し、きめ細かな指導を実施することで、児童生徒間の学力差の解消を目指します。	学校教育課
31	理科推進員の配置	理科推進員を小学校に配置し、観察・実験活動等における教員の支援を行うことにより、理科授業の充実、活性化を図ります。	学校教育課
32	国際理解教育推進事業	A L Tの配置と、日本語指導が必要な児童生徒の支援体制の充実を図ります。	学校教育課
33	地域の歴史・文化を観察、調査する活動	小学校3・4年生を対象に芦屋の昔からの行事や祭り、市の移り変わり等を体験的に学習し、学習して得た知識を発表等で児童たちに深化させるよう学習の機会を設けます。	学校教育課
34	地域の指導者の活用等による指導体制の充実	地域における様々な指導者を活用した教育活動を実施し、地域ぐるみで教育活動を推進します。	学校教育課
35	環境教育推進事業	小学校3年生を対象に、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶことを目的とし、地域の人々等の協力を得ながら、自然観察など五感を使って自然に触れ合う体験型環境学習を実施します。	学校教育課
36	自然学校推進事業	小学校5年生を対象に、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むなど、「生きる力」を育成することを目的とし、自然の中で4泊5日の長期宿泊体験を実施します。	学校教育課
37	学校職員等の人材育成と資質の向上	新学習指導要領に即した教職員研修を充実させるとともに、教員の人間性や社会性の向上を目的とした研修会も実施します。	学校教育課 打出教育文化センター
38	学校間交流	行事を通しての児童生徒間や研修等を通しての教職員の交流を深めます。	学校教育課

(2) 情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供

子ども・若者が、多世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習、社会参加等を通じて人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心を育むことができるように支援します。

■ 施策

① 個性豊かで幅広い「芦屋文化」や豊かな自然環境とふれあう体験機会の提供

国際文化住宅都市として発展してきた芦屋の歴史・風土・文化は、今日まで受け継がれ、独自の「芦屋文化」ともいうべき文化風土を形成してきました。その中で、子ども・若者が広く文化に触れ、多様な価値観を尊重できるよう、「第2次芦屋市文化振興基本計画」をはじめとした関係計画等に基づき事業を推進していきます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	主担当課
39	文化に関する体験学習等の充実【重点】	学校での芸術鑑賞行事を、今後も継続して実施していきます。また、学校と文化施設、芸術家等や文化団体と連携した教育を推進していきます。	学校教育課
40	青少年の文化活動の体験機会の提供【重点】	美術博物館、谷崎潤一郎記念館、三条文化財整理事務所において、様々な講座やワークショップを実施し、文化活動を体験できる機会を提供します。子どもや親子を対象に読書に親しむための事業を実施します。	生涯学習課 図書館
41	文化体育振興事業	自由研究・教育活動展、中学校総合文化祭、造形教育展の開催、総合体育大会の開催運営等を行います。	学校教育課
42	青少年の鑑賞機会の提供	美術博物館・谷崎潤一郎記念館において、青少年が参加しやすい事業や展覧会を開催します。子ども達を対象とした鑑賞事業を実施します。	生涯学習課 市民センター 公民館 図書館

② スポーツ活動の推進と子ども・若者の遊び場（居場所）の確保

芦屋市の子どもの体力は、小学校6年生、中学校3年生とも、また、男女いずれにおいても全国の平均を下回っています。人間の体力の発達については幼児期や小学校期が最も大切な時期であり、体力や運動能力の向上が学力の向上や人格の形成に重要な役割を果たすということが多くの研究の結果わかってきています。

インターネット環境の発達等生活の利便化や生活様式の変化は、日常生活の中で子ども達が身体を動かす機会の減少を招いています。

子どもの心身の調和のとれた発達を図るため、生涯を通じてスポーツに親しみ継続的に運動ができる資質や能力を育成します。また、子どもの社会性を育むために、子ども達が仲間や地域の人とふれあう場へ参加することが大切となり、気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	主担当課
43	施設の有効活用と利用促進【重点】	遊具の点検や補修を継続して行い、安全に遊んでもらうとともに、地元の子どもの愛着を持って遊具を利用してもらえるように工夫して遊具の更新を進めます。	スポーツ推進課 道路・公園課
44	クラブ・プログラム・イベントの活性化【重点】	スポーツ推進委員を通じた地域スポーツのスポーツクラブ21の育成を図ります。ライフステージに応じたプログラムを市民スポーツ団体等のネットワークを活用し、スポーツ実施機会の向上を図ります。	スポーツ推進課
45	放課後児童体験事業【重点】	児童が放課後等に小学校の施設等を利用して、安全で安心して過ごせる環境を作り、地域の方々の参画を得て、様々な体験・交流活動の機会を提供する。また遊び等を通じて異年齢児の交流を促進し、豊かな人間性が育まれる居場所を提供する事業「あしやキッズスクエア」をします。	生涯学習課 青少年育成課
46	世代を越えて集える居場所【重点】	いつでも気軽に世代間、異年齢交流が図れるよう、多様な主体と連携し、世代を越えて自由に集える場づくりを推進します。	子育て推進課 地域福祉課
47	指導者・ボランティア・選手・愛好者の養成及び確保	指導者やスポーツボランティア育成の研修会をスポーツ団体等と連携・協同して行い、育成していきます。 学校部活動における部活動支援員や外部指導者制度の充実を図ります。	スポーツ推進課 学校教育課
48	学校体育振興事業	子どもたちが意欲的、継続的に運動や遊びをするように子どもの実態に応じた授業実践を計画的に進め、またカリキュラムの整理を行います。また、教師の指導力向上に向けた研修会や学習会を定期的に開催します。	学校教育課

No.	事業名	事業概要	主担当課
49	子育て支援センター	子育て支援センターに、子育てセンター、家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センター等を1か所にまとめ、更に子ども家庭総合支援拠点を開設します。また、学齢期の子どもの居場所事業を行い、子育て支援の拠点とします。	子育て推進課
50	児童センター	幼児の感性と体力を育て、親子の結びつきと保護者間の交流を深めるために、小学生対象教室、映画会、人形劇等イベント、子育て支援事業を行います。	児童センター
51	地区集会所の有効活用	地区集会所を地域のコミュニティ活動の場として提供します。	市民参画課
52	その他公共施設の空きスペースの開放	子どもの居場所づくりを推進するため、公共的施設の空きスペースの有効活用を図ります。	児童センター 青少年育成課
53	自習室の設置 (スタディルーム)	子どもが自由に来て学習ができるよう、自習室を開放します。	児童センター 子育て推進課 スポーツ推進課
54	フリースペースの開放	学習するだけでなく自由に憩える場を整備し、市民に開放します。 体育館青少年センターの利用者にアンケート調査を行い、今後の活用に活かします。	図書館 スポーツ推進課
55	ミュージックスタジオ	中高生に音楽活動の場所を提供します。	子育て推進課

(3) インターネット社会に生きる子ども達への支援

インターネットの普及が若年層においても進んでおり、使用方法や個人情報についての細かい指導や、使用時の弊害についても低年齢からの指導をする必要があります。

① 情報モラル教育等の推進

子どもたちがインターネット社会を主体的に生きる情報活用能力や情報モラルを適切に身に付けるための指導を充実させます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	主担当課
56	情報活用能力の育成 【重点】	必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理し、相手の状況などを踏まえて発信・伝達ができる力を育成します。また、教員向けの研修会も実施し、指導力向上に取り組みます。	学校教育課 打出教育文化センター
57	情報モラルの育成 【重点】	情報発信による影響や情報の危険性、情報モラルの必要性や情報に対する責任などについて保護者への啓発を行います。また子ども自らに考えさせる機会をもつとともに、約束やきまりを守りながらインターネット社会に参画しようとする態度を育成します。	学校教育課 打出教育文化センター
58	情報教育の推進	学校のICTネットワーク整備を進め、児童・生徒・教員の情報機器活用能力の育成を図ります。	学校教育課 打出教育文化センター

② インターネット依存への対応等、家庭に向けたインターネット利用に関する支援

スマートフォンやSNSの浸透等により、インターネット依存やSNSを利用したいじめ・犯罪被害のトラブルが生じています。SNSは生活の利便性を増す一方で、子ども・若者の健全な育成を阻害する要因ともなることから、適正な使用に向けた教育や意識啓発を図っていく必要があります。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	主担当課
59	インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成 【重点】	携帯電話やパソコン等、情報機器の適正な利用や、発信される情報の適正な判断能力を養うための情報教育を行います。	児童センター 公民館 青少年愛護センター

重点目標 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

計画の基本理念にもあるように、困難を有する子ども・若者の育ち直しを支える具体的な支援事業を展開する必要があります。

アンケート調査結果をみると、最近の悩みや心配ごとは中学生では「勉強や進学」が7割半ば、「将来の生活」が3割、一般の人では「就職や仕事」「将来の生活」「お金」などとなっています。悩みや心配ごとの相談相手は、親や友人、配偶者が多くなっている一方、「誰にも相談しない」「相談する人がいない」という人もいます。

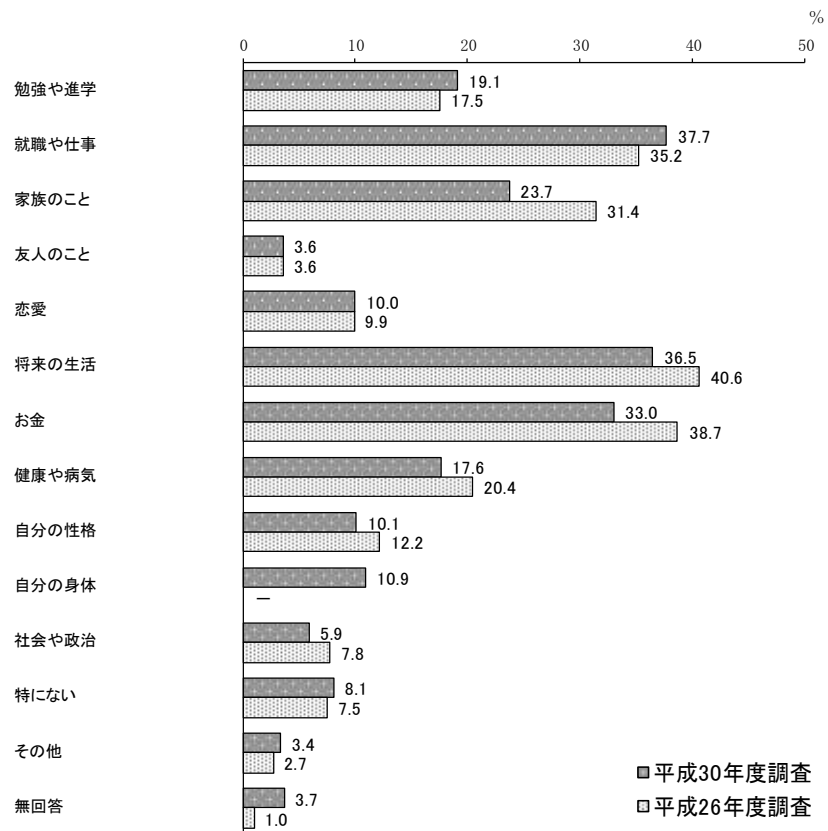
中学卒業後の進路追跡による実態把握の調査結果をもとに、当事者を支援するための施策にとどまらず、保護者の悩みや不安に応える家族支援や保護者同士が支え合う親の会の発足・運営支援など、情報提供を越えた支援策についての工夫が必要になっています。

芦屋市においては、困難を有する若者の自立及び社会参加を支援する若者相談窓口として、若者相談センター「アサガオ」を設置していますが、認知度に課題がみられます。今後は、「アサガオ」の認知度を高めるための周知・啓発のさらなる推進と、様々な課題を抱え、困難を有する子ども・若者が孤立しないよう、周囲の人が声をかけて支えあうとともに、関係機関が連携し、相談支援体制を整備することが必要です。また、進学や就職、将来についての不安を抱えた人に対する情報提供や、社会的・経済的に自立できるよう就労支援等を行うことが必要です。

また、全国的に、いじめや不登校、ひきこもり、虐待といった子ども・若者を取り巻く課題がみられる中、芦屋市では、児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化に取り組んでいます。

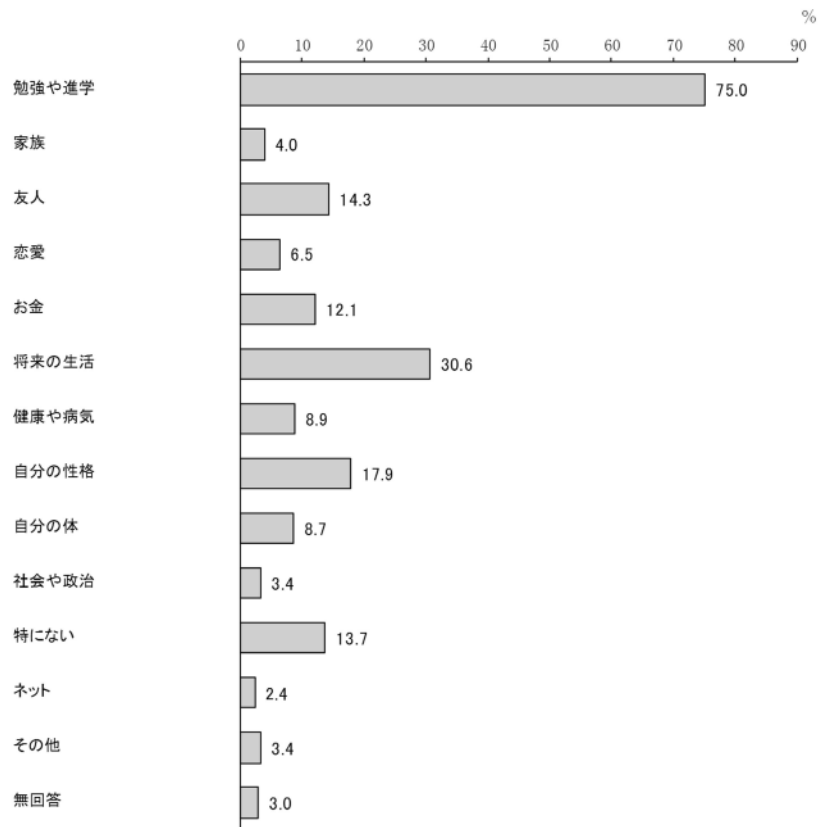
今後も引き続き、困難を抱えた子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、相談・支援や関係機関の連携強化を行っていくとともに、障がいのある子ども・若者や経済的な課題を抱える子ども・若者、外国人等の配慮の必要な子ども・若者に対し、一人一人が自分らしく生きていけるよう必要な支援を行うことが重要です。

【悩みや心配事について（一般）】

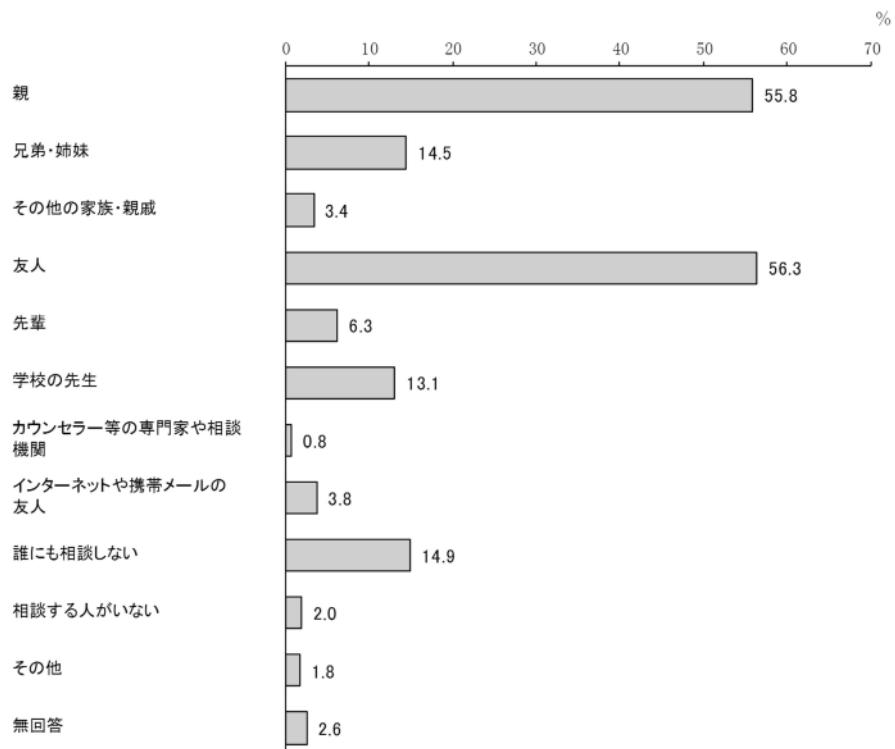


※平成 26 年度調査では「自分の身体」の選択肢はありませんでした。

【悩みや心配事について（中学生）】



【悩みや心配事がある場合の相談先（中学生）】



(1) 困難を有する子ども・若者の自立に向けた包括的な支援

子ども・若者が、勤労観・職業観を形成し、社会的・経済的自立に必要な能力を身に付けるためのキャリア教育を充実させるとともに、企業等とも連携・協力し、きめ細かい職業相談等の支援を行います。

また、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者が、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう、関係機関やNPOなど民間団体との連携・協力を推進して支援します。

■ 施策

① 若者の就労支援の強化

困難を有する子ども・若者やその家族に対して、専門的な相談・各種プログラム、職業体験・ネットワークを活用した多様な支援を行います。また地域若者サポートステーションとの連携を推進し、就労を支援します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	主担当課
60	被保護者就労支援事業 【重点】	生活困窮者支援制度や障害福祉課，高齢介護課，子育て推進課といった他課とも密に連携し，自立を目指した支援を行います。	生活援護課
61	就労支援事業	就労支援に関する相談窓口やイベント等について，情報提供を行います。	地域経済振興課
62	チャレンジ相談	就労や起業，地域活動にチャレンジする女性に対し，専門相談員が助言などを行う面接相談を実施します。	男女共同参画推進課
63	就労支援パソコン講座	就労や起業のためのスキルアップとして，パソコン講座を実施します。	男女共同参画推進課
64	自立支援プログラム策定事業	自立のための就労支援としてハローワークと連携し，情報の提供等を行います。	子育て推進課

② 子ども・若者の自立に向けたきっかけづくりと継続的な支援体制の強化

困難を有する子ども・若者やその家族に対し、自立に向けて支援する体制を整えていきます。はじめの一步を踏み出せるよう若者相談センター「アサガオ」を通じて、自立に向けたきっかけづくりができるように支援します。

また、仲間同士の支えあいや交流を大切にし、地域の多様な協力者からも支援していけるような体制づくりを推進していきます。

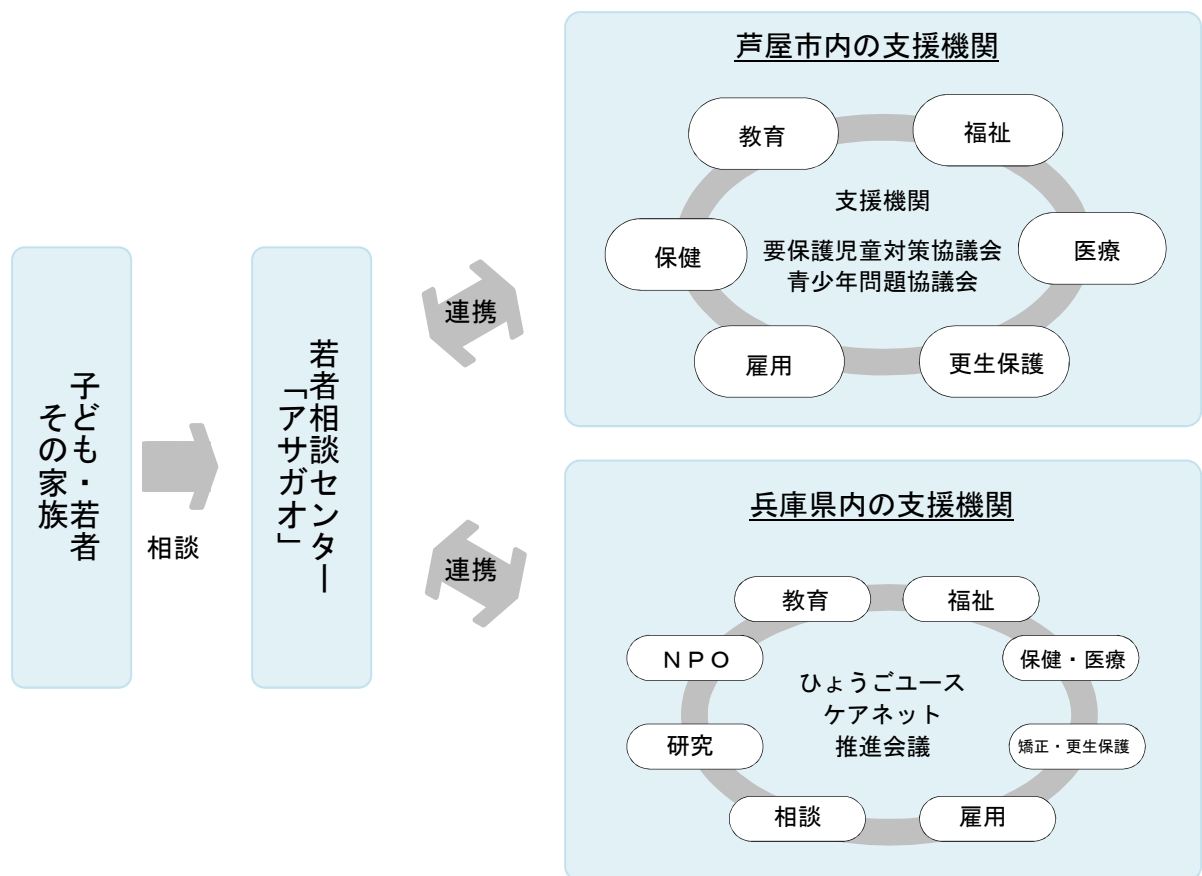
進路や就職についても充実していきます。

【 主な事業 】

No.	事業名	事業概要	主担当課
65	進路管理事業 (進路追跡調査) 【重点】	中学校卒業後の進学先で長期欠席により不登校や、ひきこもってしまう場合もあり、実態を調査するとともに、調査結果を進路指導に活かし、関係他課とも情報共有を図り、改善に努めます。	青少年愛護センター 生活援護課
66	若者相談センター 「アサガオ」の周知 【重点】	「アサガオ」の相談件数は周知の度合いに比例するので、機会をとらえて浸透を図るよう努力します。	青少年愛護センター
67	地域における子ども・若者支援のネットの構築【重点】	可能な限りNPO法人等との連携をして情報交換を行います。	青少年愛護センター
68	福祉の総合相談窓口 【重点】	福祉のワンストップ窓口として、生活や福祉に関する困りごとや悩み相談に応じ、関係機関との連携を図り、課題解決に向けた支援を行います。	地域福祉課
69	進路指導の推進事業	進路担当者会、進路協議会を開催し、進路に係る情報提供・情報交換を行うなど学校における進路指導を支援します。	学校教育課
70	幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校等との学校間の接続強化	健康課や特別支援教育センターとの連携を継続し、支援を充実させます。小学校・中学校との一貫した支援を行うための特別支援教育担当者会を実施し、円滑な進学・進級に向けての引継ぎを行います。	学校教育課
71	キャリア教育の充実	児童生徒に就労観や職業観を養い、将来の職業や生き方について考える機会を促すために、小学校段階からキャリア教育を推進します。	学校教育課
72	カウンセリングセンターの電話、面接相談	保護者・子どもを対象に、不登校、無気力、非行、性の問題等の悩みについて、電話、面接による相談を実施します。	学校教育課
73	スクールカウンセラー、保健室の活用	子どもが身近なところで気軽に相談できるように、スクールカウンセラーの配置、保健室の充実を図ります。	学校教育課
74	生徒指導連絡協議会	青少年の問題行動の広域化、複雑化に対応するため、学校関係者・関係機関が一同に会し、意見交換・情報交換等を行います。	学校教育課
75	若者相談センター 「アサガオ」の充実	若者相談センター「アサガオ」セミナー、「キ・テ・ミ・ル・会」と「親の会」を3本柱として位置づけ、継続して実施します。	青少年愛護センター
76	若者支援の実態把握	NPO及び市民・団体等が実施している若者支援の実態把握をし、若者施策の推進に反映させます。	青少年愛護センター
77	青少年愛護センターの相談	青少年問題全般について、電話・来所及び訪問による相談活動を実施し必要に応じて各関係機関との連携を図ります。	青少年愛護センター
78	女性のための悩み相談	夫婦間や家族間に生じる問題、心の悩み等について、女性の視点から専門相談員が相談に応じます。	男女共同参画推進課
79	家庭児童相談	子ども家庭総合支援拠点を設置し、こども家庭支援員・虐待対応専門員・家庭相談員が養育についての悩みや心配ごととの相談に応じ、子どもの虐待に関する訪問・指導等適切な対応を行います。	子育て推進課

No.	事業名	事業概要	主担当課
80	市民相談窓口	日常生活に問題を抱えている市民に対し、問題解決の糸口や情報提供等のアドバイスにより問題解決に向けての手助けをします。	お困りです課
81	労働相談	労働問題全般について、社会保険労務士による無料労働相談を実施します。	地域経済振興課
82	福祉職員等の人材育成と資質の向上	どのような課題にも対応できるように職員の資質や対応の向上を図るため研修の充実を図ります。	人事課 地域福祉課 子育て推進課
83	教育相談	子どもとその保護者を対象に、心のケア、不登校、子どもの情緒不安、学習不安等の相談を行います。必要に応じて専門相談員による遊びを通した子どもの実態分析を実施します。	打出教育文化センター

【 子ども・若者支援のネットワークとの構築 】



(2) 子ども・若者にとって個別的な課題への支援

家庭・学校・地域及び関係機関が一体となって、いじめや不登校対策の充実を図るとともに、障がいを持った一人一人の子ども達の状態や発達段階・特性等に応じた指導の充実を図ります。

■ 施策

① いじめ防止の推進

いじめ防止に向けて、子どもの人権を守るという観点を基本とし、「芦屋市いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止，早期発見，早期対応に努め，家庭・地域及び・関係機関との連携を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	主担当課
84	「芦屋市いじめ防止基本方針」の推進	「芦屋市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題対策連絡協議会において学校や地域の関係団体の連絡調整及び連携の推進に取り組みます。また、主に小・中学生を対象としたいじめ防止の啓発事業を実施します。	子育て推進課 学校教育課

② 不登校・ニート・ひきこもり支援

ひきこもり，不登校といった社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し，社会生活を円滑に営むことができるようにするために，関係機関の施設はもとより，当事者の住居その他の適切な場所において，必要な相談や助言，指導を行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	主担当課
85	保護者や教員のための不登校セミナー【重点】	不登校で悩む教員等を対象として，研修会を開催します。また不登校問題への相談窓口として，効果的な指導・助言を実施できるよう研究を進めます。若者相談センター「アサガオ」を通して情報交換をして不登校やひきこもりの家庭や子ども達の支援をします。	打出教育文化センター 学校教育課 青少年愛護センター
86	仲間同士の支えあいの支援【重点】	今後も交流の場を提供しながら，若者相談センター「アサガオ」セミナー，「キ・テ・ミ・ル・会」と「親の会」を3本柱として位置づけ継続して実施します。	青少年愛護センター
87	子ども・若者への訪問支援【重点】	若者相談センター「アサガオ」について，今後更に効果的な体制を図ります。ケースによっては訪問支援を行います。	青少年愛護センター
88	適応教室「のびのび学級」	子どもたちが自分で考え，学習し，相談を受けたりしながら，体験を通して自分自身や対人関係に自信を持ち，自立する力を培うことで学校へ復帰できるよう支援します。	学校教育課

③ 障がいのある子ども・若者への特別支援

障がいのある子ども・若者とその保護者に対しては、一人一人の障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、障がいのある子ども・若者が自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	主担当課
89	インクルーシブ教育・保育 【重点】	当該子どもの個別支援計画の作成を行い、研修会（インクルーシブ教育・保育）も開催し、講師や専門医の指導・助言も得ながら、職員同士でグループ討議を重ね、当該子どもへのより良い支援について考えていきます。また、各幼稚園、こども園、保育所から取り組みについての報告会を行います。 就学前施設において、配慮の必要な子どもに対して必要な支援体制を整備し、集団生活を行うことにより、当該子どもの健全な発達を促進します。	子育て推進課 学校教育課
90	特別支援教育センターの相談【重点】	特別支援教育の対象となる子どもの保護者及び教員を対象とした教育相談や指導助言等を実施します。	学校教育課
91	早期療育訓練の実施	「芦屋市立すくすく学級」において、心身の発達に支援の必要な乳幼児に対し、通所による療育訓練を行います。	子育て推進課
92	障がい児機能訓練事業	身体障害者手帳又は療育手帳を所持している子ども等を対象に機能訓練事業を行います。また、療育支援相談事業との連携により、必要に応じて学校訪問等も行い、日常生活における指導助言を行います。	障害福祉課
93	療育支援相談事業	継続的な個別相談及び関係機関が関わっている子どもについて、情報を共有し、医師等の専門職の助言を得ながら、必要な支援について検討します。	障害福祉課 子育て推進課 健康課 学校教育課
94	学習支援外来による医療支援	文字が覚えられない等の学習で悩む、原則年長児から小学6年生までの子ども（中学生については要相談）を対象に、小児科医師及びリハビリテーション科技師が学習を困難にしている原因を明らかにし、その子どもにあった学習方法に対する支援を行う。	市立芦屋病院
95	サポートファイルの普及・啓発	児童発達支援事業所等の相談機関が増加する中、保護者とともに支援者が連絡体制の構築を図り、途切れない支援が行うことができるよう、「サポートファイル」の普及・啓発に取り組みます。	子育て推進課 障害福祉課 健康課 学校教育課
96	初心者対象の「障がい者スポーツ教室」	障がい者団体と話し合いの場を持ち、活動等を分析し、障がい者スポーツのすそ野拡大を図ります。	スポーツ推進課
97	障がい者スポーツ推進組織	芦屋市障がい者スポーツ指導者協議会の活動の周知を図り、関係機関と連携を図ります。	スポーツ推進課
98	消費生活相談及び講座の実施（新規）	事業者との契約トラブル等、消費生活トラブルにあった時の相談や、トラブルの未然防止等に向けた講座を実施します。	地域経済振興課

④ 外国にルーツをもつ人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援

日本語の指導が必要な帰国・外国人児童に対して、母語による支援、日本語指導・学習支援を行います。

【 主な事業 】

No.	事業名	事業概要	主担当課
99	日本語指導支援ボランティア	帰国・外国人児童生徒に対して、日本語指導や学習支援を行います。	学校教育課
100	市立学校における外国人児童生徒に対する支援事業	センター校を設置した上で支援員を配置して学習支援を行います。	学校教育課

⑤ 児童虐待防止対策の充実

相談・支援体制の更なる強化を図るため「子ども家庭総合支援拠点」を開設するとともに、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

【 主な事業 】

No.	事業名	事業概要	主担当課
79	家庭児童相談 【重点】(再掲)	子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども家庭支援員・虐待対応専門員・家庭相談員が養育についての悩みや心配ごとの相談に応じ、子どもの虐待に関する訪問・指導等適切な対応を行います。	子育て推進課
101	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)	児童虐待や非行等、保護を要する児童や出産前から児童の養育に支援が必要と思われる妊婦等に関する諸問題について、関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図ります。	子育て推進課
72	カウンセリングセンターの電話、面接相談(再掲)	子どもとその保護者を対象に、不登校、無気力、非行、性的問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施します。	学校教育課
83	教育相談(再掲)	子どもとその保護者を対象に、心のケア、不登校、子どもの情緒不安、学習不安等の相談を行います。必要に応じて専門相談員による遊びを通した子どもの実態分析を実施します。	打出教育文化センター

(3) 家庭環境を下支えする方策の展開

経済的格差の広がりや、教育や進学を狭めるだけでなく、子どもが育つ環境にも大きな影響を及ぼします。子ども・若者が安心して自分らしく生きていけるよう、支援します。

社会の発展と核家族化そして親の価値観の多様化等を背景として、家庭での教育に不安や悩みを抱えている親が増えている状況があります。

親になるための学びの場を必要としているのは母親だけではありません。親子関係を母子だけに限定せず、母親・父親が子育てについての共通理解を促進する仕組みを構築していきます。

① 経済的課題への支援

経済的な理由で修学が困難な状況にならないよう奨学金制度等の利用を提案することにより、経済的に困窮した家庭環境にある子ども・若者への教育支援・生活支援を行い、子どもの貧困問題への対応を行います。

なお、令和元年6月の「子どもの貧困対策推進に関する法律」の改正により、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策が求められることから、子どもの現在と将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、経済的支援をはじめ、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援といった子どもの貧困対策を総合的に推進します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	主担当課
102	生活困窮者自立支援推進事業【重点】	相談窓口の継続的な周知を行い、多様な困り事を抱える世帯の早期発見及び支援体制の強化を図ります。	地域福祉課
103	奨学金事業	経済的理由により修学困難な方に対し、修学に必要な奨学金を給付します。	管理課
104	就学援助費	市立小中学校に在学している児童生徒のうち、要保護世帯及び準要保護世帯の保護者を対象に就学援助費を給付します。	管理課
105	大学等入学支援基金事業（新規）	経済的な理由により大学等へ入学が困難な方に入学支度金を給付します。	管理課
106	生活保護法施行事務	被保護者の生活の維持向上・自立を目指し、金銭給付を行います。	生活援護課
107	交通遺児就学激励金	交通事故により保護者を失った交通遺児に対し、就学激励金を支給します。	子育て推進課

② ひとり親家庭等の自立促進

芦屋市のひとり親世帯の状況を見ると、父子世帯は横ばいとなっているものの、母子世帯は平成27年より減少し、平成30年では676世帯となっています。関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	主担当課
108	自立支援給付金事業	就労に役立つ資格取得のために、講座や訓練を取得している方に給付します。	子育て推進課
109	児童扶養手当	父母の離婚等で父または母のいない児童や両親のいない児童等、父または母と生計を共にしていない児童（18歳に達した最初の3月末までの児童、障がいのある場合は20歳）を養育している方に支給します。	子育て推進課
110	母子（寡婦）・父子福祉資金貸付金	ひとり親家庭の父または母及び寡婦の方に、就学資金等12種類の貸付を行います。	子育て推進課
111	母子・父子家庭相談	母子・父子自立支援員による母子家庭、寡婦及び父子家庭の生活全般の相談を行います。また、法律问题（離婚、相談等）に関する相談は専門家（弁護士）につなぎます。	子育て推進課
112	ひとり親家庭の就労支援援助	ひとり親家庭の自立のための就労支援として、ハローワーク等の関係機関と連携し、情報提供をはじめ、資格取得、能力開発のための支援、援助を行います。	子育て推進課

③ 親として、地域の大人としての学びの場の提供

子ども達だけでなく、同じ悩みを抱えた親同士が集まれる学びの場や、仲間や地域の大人がふれあうことができる居場所の提供をしていきます。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	主担当課
1	父親の子育てに対する積極的参加の促進（再掲）	父親が地域の行事や家庭での育児に参加できるような集会やイベントを企画し、あらゆる機会を通じ積極的に父親の参加を促します。また家族で参加しやすい土日開催講座を実施します。	子育て推進課 男女共同参画推進課 健康課 学校教育課
85	保護者や教員のための不登校セミナー（再掲）	不登校で悩む教員等を対象として、研修会を開催します。また不登校問題への相談窓口として、効果的な指導・助言を実施できるよう研究を進めます。若者相談センター「アサガオ」を通して情報交換をして不登校やひきこもりの家庭や子ども達の支援をします。	打出教育文化センター 学校教育課 青少年愛護センター
86	仲間同士の支えあいの支援（再掲）	今後も交流の場を提供しながら、若者相談センター「アサガオ」セミナー、「キ・テ・ミ・ル・会」と「親の会」を3本柱として位置づけ継続して実施します。	青少年愛護センター

重点目標 3 子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する

全国的に、核家族化や地域のつながりの希薄化が進行しており、子どもや子育てに関する不安や悩みを抱え込んだり、何かあったときに互いに助け合う関係性を築いていない状況がみられます。

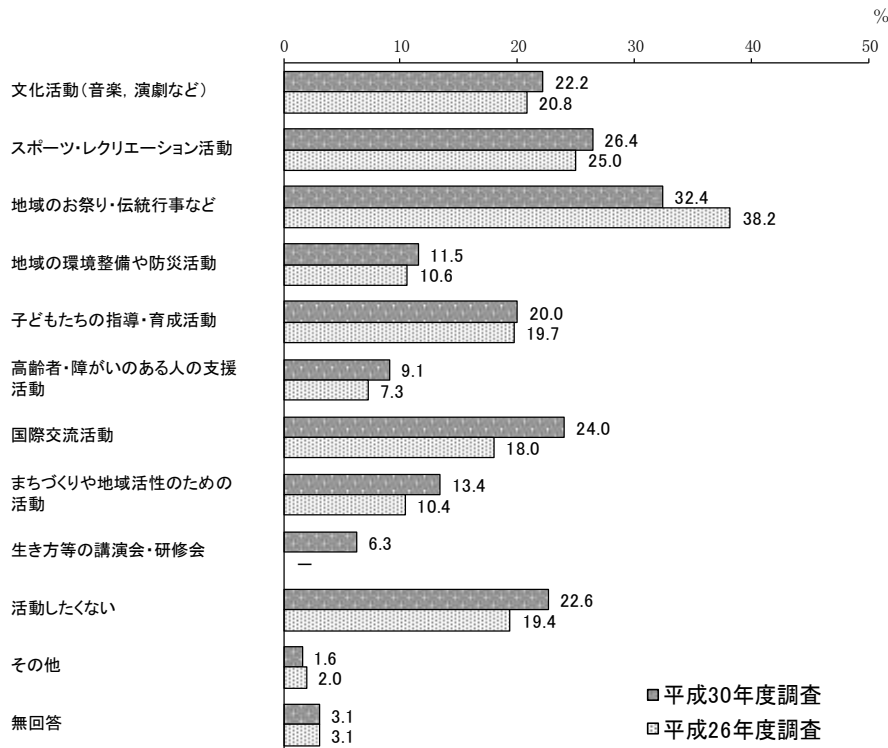
アンケート調査では、からも地域活動の参加意向として、「活動したくない」と答える人が約2割と存在しました。一方で、「地域のお祭り・伝統行事など」「スポーツ・レクリエーション活動」に2～3割が参加意向を示しています。また、あればよいと思う若者向けの場所として、身体を動かせる場所や友人とおしゃべりできる場所を求める声があがっており、交流の場や機会に対する潜在的ニーズも読み取るべきです。

子ども・若者が社会性を育むには、同年代のみならず、多世代の人や地域の人と接することが重要です。よって誰もが気軽に集い、利用できる場所や機会をつくることが求められます。

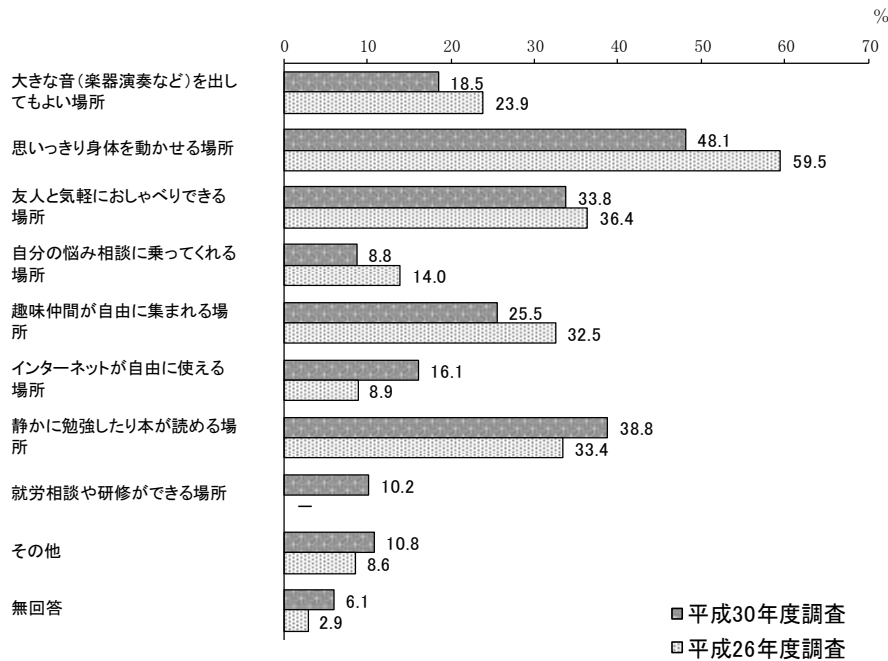
また、近年、子どもが巻き込まれる交通事故や、子どもが被害を受ける事件が多発しており、地域の安全・安心に対する意識が高まっています。子ども・若者はもちろん、誰もが安全・安心に暮らしていけるよう、市で行っている保育所、幼稚園、学校等での防犯・防災訓練や交通安全教室、下校時の安全パトロール等を引き続き実施することが求められます。また、家庭・学校・地域が連携を図り、子ども・若者が非行や犯罪に関わることをないよう、支援することが重要です。

アンケート調査では、本市への定住意向が中学生で6割半ば、一般の人で8割を超えるなど、今後も本市で暮らしていきたいと思っている人が一定数いることを示しています。また、子ども・若者にとって本市が寛容で住みやすく、暮らしやすいまちであり続けるように。市とその他の関係機関及び地域等の連携を強化し、多様な課題を議論することで、課題の解決又は改善に向けて努力します。

【今後の地域社会への参加意向（一般）】

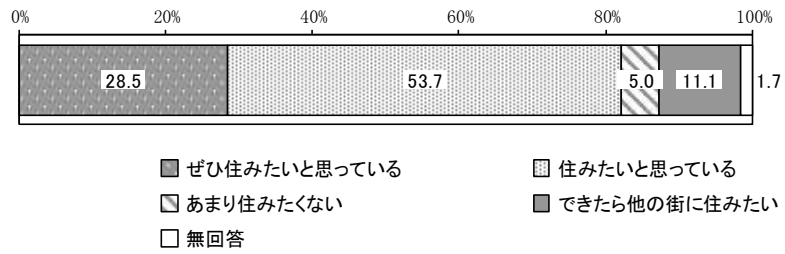


【あればよいと思う若者向けの場所（一般）】

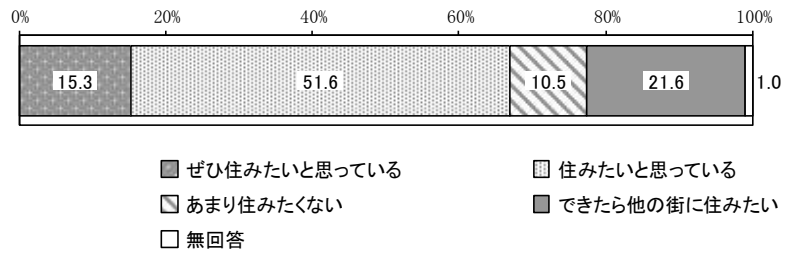


※平成26年度調査では、「生き方等の講演会・研修会」「就労相談や研修ができる場所」の選択肢はありませんでした。

【芦屋市への定住意向（一般）】



【芦屋市への定住意向（中学生）】



(1) 社会参加と居場所の充実

子どもから大人まで気軽に利用できる居場所づくりを推進し、ボランティア活動や多世代・地域間交流等に携わることができる機会や情報の提供を行います。

■ 施策

① 社会参加の機会の拡大

既成の参加型事業だけでなく、地域の中で安心して交流できる場として、自主を重んじ、自由な活動や学習、遊びができる機会の拡大を積極的に設定します。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	主担当課
113	芦屋三大まつりでの交流	「芦屋さくらまつり（4月）」（市民参画課）「芦屋サマーカーニバル（7月）」（道路・公園課）「あしや秋まつり（10月）」（地域経済振興課）の三大まつりを通じて、世代間交流を図ります。 地域コミュニティの活性化のため、安全にイベントを継続します。	地域経済振興課 市民参画課 道路・公園課
114	青少年センターでの事業	青少年に対するイベント等を実施し、その活動の中で社会性、自主性を養い、健全に自立できるよう支援します。	青少年育成課
115	中高生をリーダーとするボランティア等の活動	中高生の自主性を尊重し、かつ、地域で次代の社会を担う大人になるための資質を養うことができるよう、リーダーの育成・支援を行います。	青少年育成課
116	成人式の企画・運営	新成人に成人式の企画・運営を任せ、大人への第一歩を踏み出す機会を作ります。	青少年育成課
117	青少年リーダーの育成	近隣の大学生・高校生を集めて地域のイベントを行うリーダーを養成し、地域社会に参加する機会を作ります。	青少年育成課

② 気軽に集える居場所づくり

子ども・若者が仲間や地域の人とふれあう場へ気軽に足を運べるよう施設や事業の充実及び周知を図ります。

【 主な事業 】

No.	事業名	事業概要	主担当課
46	世代を越えて集える居場所【重点】 (再掲)	いつでも気軽に世代間，異年齢交流が図れるよう，多様な主体と連携し，世代を越えて自由に集える場づくりを推進します。	子育て推進課 地域福祉課
49	子育て支援センター (再掲)	子育て支援センターに，子育てセンター，家庭児童相談室，ファミリー・サポート・センター等を1か所にまとめ，更に子ども家庭総合支援拠点を開設します。また，学齢期の子どもの居場所事業を行い，子育て支援の拠点とします。	子育て推進課
50	児童センター (再掲)	幼児の感性と体力を育て，親子の結びつきと保護者間の交流を深めるために，小学生対象教室，映画会，人形劇等イベント，子育て支援事業を行います。	児童センター
51	地区集会所の有効活用 (再掲)	地区集会所を地域のコミュニティ活動の場として提供します。	市民参画課
52	その他公共施設の空きスペースの開放 (再掲)	子どもの居場所づくりを推進するため，公共施設の空きスペースの有効活用を図ります。	児童センター 青少年育成課
53	自習室の設置 (スタディルーム) (再掲)	子どもが自由に来て学習ができるよう，自習室を開放します。	児童センター 子育て推進課 スポーツ推進課
54	フリースペースの開放 (再掲)	学習するだけでなく自由に憩える場を整備し，市民に開放します。 体育館青少年センターの利用者にアンケート調査を行い，今後の活用に活かします。	図書館 スポーツ推進課
55	ミュージックスタジオ (再掲)	中高生に音楽活動の場所を提供します。	子育て推進課

(2) 学校園・家庭・地域が連携した子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり

子ども・若者の成長をまち全体で支えていくため、学校園・家庭・地域がそれぞれの責任と役割のもとに、相互に連携・協力し、子ども・若者を取り巻く環境づくりに取り組むことが重要です。

そのため、各主体が参画し、地域ぐるみで子ども・若者の成長と自立を支援していく仕組みを構築・整備していきます。

■ 施策

① 有害環境対策

有害環境から子ども達を守るために、警察・行政・学校・地域・関係機関の連携を強化して、子ども・若者の安全を確保し、犯罪抑止力の高いまちづくりを推進します。

【 主な事業 】

No.	事業名	事業概要	主担当課
118	子どもの健康を守る環境づくり	健康増進法に基づき、多数の人が利用する施設において受動喫煙を防止する対策を行うことが義務付けられていることから、子どもの健康を守るために、全市的な取り組みとして推進します。	福祉センター 健康課 児童センター 打出教育文化センター 青少年育成課 青少年愛護センター 公民館 図書館
119	環境浄化活動	有害図書（白ポスト）は月1回の回収をします。カラオケ店・書店・レンタルビデオ店・コンビニ・量販店・携帯電話取扱店等を随時訪問し、指導を行います。	青少年愛護センター
120	犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発	時代と共に変化していく様々な犯罪に対して常に家庭、学校、地域及び関係機関が情報を共有し、また様々な犯罪の危険性についての教育、啓発、情報提供を行います。	青少年愛護センター
121	関係機関の連携による環境浄化活動	青少年の健全育成のために、行政、警察、家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、地域ぐるみで環境浄化活動を推進します。	青少年愛護センター
98	消費生活相談及び講座の実施（新規）（再掲）	事業者との契約トラブル等、消費生活トラブルにあったときの相談や、トラブルの未然防止等に向けた講座を実施します。	地域経済振興課

② 犯罪行為から子ども・若者を守る取り組み及び非行の早期発見・防止

非行は、家庭・学校・地域のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合っ発生します。このため、家庭・学校・地域が緊密に連携し、子ども・若者が非行や犯罪に走ることをないよう支援を行っていきます。

【 主な事業 】

No.	事業名	事業概要	主担当課
122	青少年育成愛護委員街頭巡視活動	青少年育成愛護委員は地域の健全育成のために街頭巡視活動をしています。登校時、下校時の配慮の必要な案件の報告や公園の巡視等でも危険や不具合を各関係機関に報告し、地域の浄化活動を行います。	青少年愛護センター

③ 地域で子ども・若者を見守り育成する仕組みづくりの充実

連携して子どもたちを支えるネットワークづくりや地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進するとともに、子ども会の活性化を図るなど、地域の子どもたちの健やかな成長を促す環境整備を推進します。

【 主な事業 】

No.	事業名	事業概要	主担当課
123	協働で課題を解決する取り組みの推進【重点】	トータルサポートの仕組みを通じて市役所内の連携を強化するとともに、関係機関や地域等との連携を進め、困難な状況にある若者のニーズや課題に対して、協働して解決する取り組みを進めます。	地域福祉課
124	子育て世代包括支援センター（新規）【重点】	妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートします。	健康課
125	民生委員・児童委員による相談支援	民生委員・児童委員を対象として、子ども・若者を支援するための実践に役立つ研修を実施します。	地域福祉課
126	保護司会等関係団体との連絡会	更生保護及び青少年の健全育成のために、各団体で何ができるかを保護司会等関係機関と協議し、実践に向けて取り組みます。	地域福祉課
127	芦屋市地域福祉推進協議会	児童、高齢者、障がい者、生活困窮者に関する地域での課題解決のため、地域発信型ネットワークを充実し、地域共生のまちづくりを推進します。	地域福祉課
100	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）（再掲）	児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から児童の養育に支援が必要と思われる妊婦などに関する諸問題について、関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図ります。	子育て推進課
128	自治会活動への支援	自治組織の活動を支援し、地域住民の連帯意識を深め、コミュニティの活性化を促進します。	市民参画課

No.	事業名	事業概要	主担当課
129	育児サポートルーム	市内子育てグループに遊戯室を開放します。	児童センター
130	子ども会連絡協議会への支援	子ども会連絡協議会を支援することで、単位子ども会の活性化を図り、子ども会活動を通じて大人と子どもが一緒にふれあい、地域全体で子ども達を見守る体制づくりを促します。	青少年育成課
131	コミュニティ・スクールへの支援	小学校施設を開放し、地域住民がスポーツ・文化・レクリエーション等を通じて地域コミュニティを深める活動を支援します。	生涯学習課
132	地域主体の防犯活動	「あいさつ運動」等の事業を通して地域全体で子どもの見守り活動、声掛けを実施し、地域の防犯機能を高めます。また、自主防犯の向上を目指し、地域（まちづくり防犯グループ）、関係機関（防犯協会）が連携を図ることにより、地域における自主防犯活動に取り組みます。	建設総務課 青少年愛護センター
133	生活安全推進連絡会	それぞれの地域の特性を踏まえた、自主的な防犯活動の更なる活性化へ向けて、まちづくり防犯グループの認知度を向上させる取り組みを進めます。	建設総務課
134	地域あいさつ運動の推進	地域に溶け込んだ育成愛護委員の見守り巡視活動を維持し、小さい子ども達からの健全育成につとめます。 地域での子育て支援、見守り活動として、まちづくり防犯グループ等の地域住民による子育て家庭や子どもへの声掛けや挨拶運動を促進します。	青少年愛護センター 学校教育課 建設総務課
135	あしや市民活動センター	市民活動団体の協働の拠点として、子育て支援その他市民活動団体の活動に関する情報交換・団体間の交流・ネットワーク化を支援します。	市民参画課
136	青少年育成愛護委員会及び協会の活動	青少年の健全育成のために、地域における相談、見守り、環境浄化等、様々な活動を行います。	青少年愛護センター

④ 苦情を課題として捉え地域・行政で考える機会づくり

苦情は市と市民にとって大切な問題提起でもあります。苦情を課題として受け止め議論ができる機会をつくり、譲り合いと歩み寄りの中で子どもや若者の成長を見守る本当の意味で豊かなまちをつくります。

【主な事業】

No.	事業名	事業概要	主担当課
137	関係機関等との連携強化	芦屋市青少年問題協議会の構成員やその他関係機関等との連携を強化します。	未定

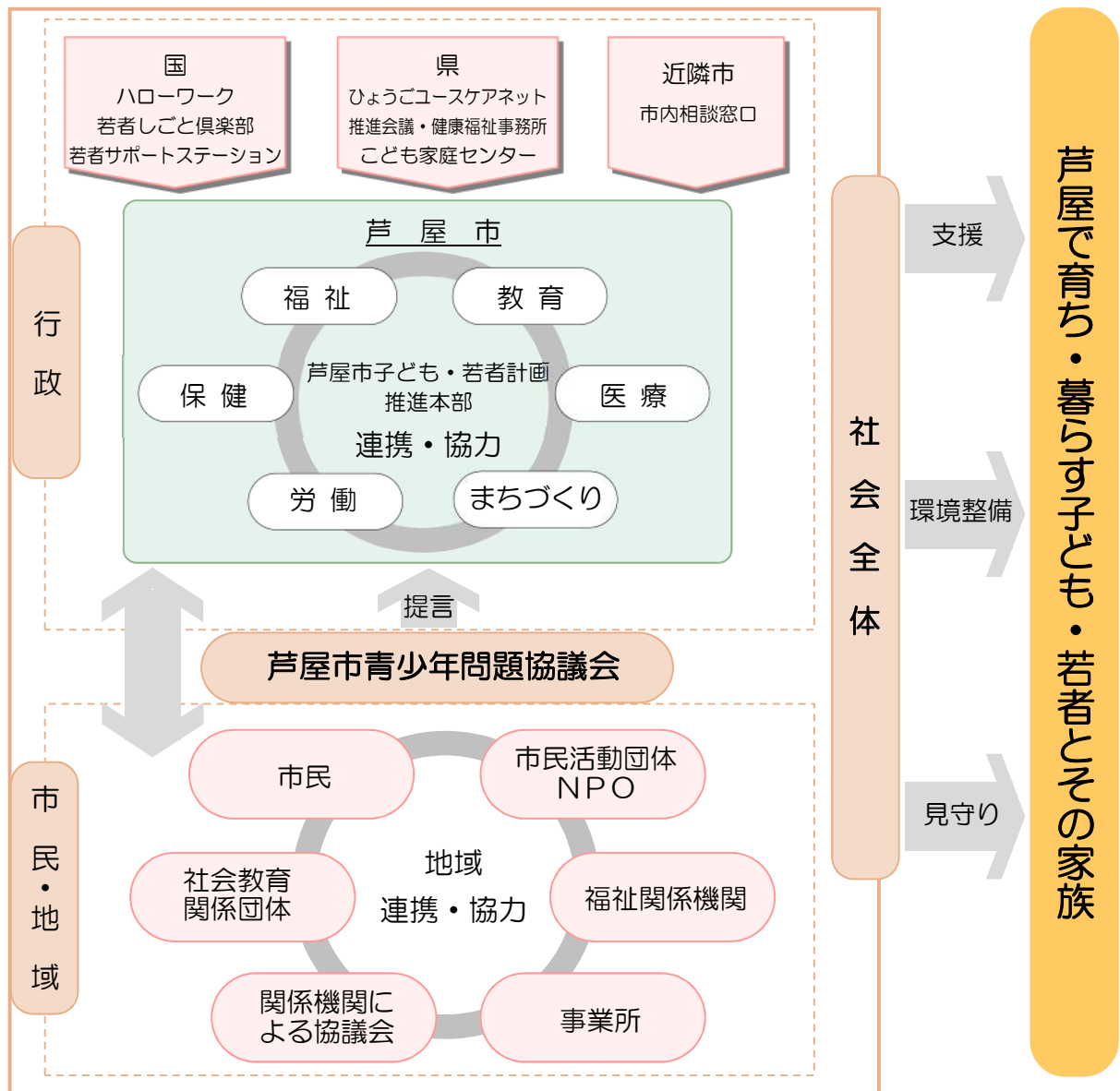
第5章

計画の推進に向けて

1 推進体制について

本計画は、教育、福祉、保健、医療、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があるため、行政では、「芦屋市子ども・若者計画推進本部」による関係部局間の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取り組みの充実を図ります。

また、計画を総合的かつ効果的に推進するため、「芦屋市青少年問題協議会」における、行政との情報交換及び情報共有を行うとともに、市及び教育委員会、関係機関への提言を行う仕組みづくりを構築し、市民への啓発を含めて計画の推進体制を強化します。



2 計画の進行管理（重点事業の設定）

計画の適切な進行管理を行うために、重点事業について、毎年、個別の取り組みごとに各担当課が自己評価を行います。

この各課の自己評価については「芦屋市青少年問題協議会」において、評価の妥当性及び事業の成果について検証するとともに、各担当課へのヒヤリングを行い、より効果的、総合的に推進していくこととします。なお、目標達成の令和6年度に向けて「実施」「充実」「継続」の指標を設定して評価・検証を行います。

なお、民法の改正等に伴う、若者の実践的な消費者教育の強化や、児童福祉法の改正等に伴う、妊娠期から子育て期までの養育環境の強化など社会的動向を踏まえ、「消費者教育推進事業」「子育て世代包括支援センター」を新規事業として位置づけました。

（※左端のNoは第3章であげられた事業項目の番号です。）

No	事業名	事業概要	主担当課	目標
重点目標1 豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する				
(1) 社会的自立に向けた「生きる力」の育成				
1	父親の子育てに対する積極的参加の促進	父親が地域の行事や家庭での育児に参加できるような集会やイベントを企画し、あらゆる機会を通じ積極的に父親の参加を促します。家族で参加しやすい土日開催講座を実施します。	子育て推進課 男女共同参画推進課 健康課 学校教育課	継続
2	家族の絆を深める体験ができる場の提供	家族全員で参加することで家庭の大切さを考え、家族の絆を深めることができるイベント等を実施します。	子育て推進課	継続
3	学校の給食の充実	児童生徒の心身ともに健全な発達を図るため、栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食を提供します。	学校教育課	継続
19	人権擁護事業	法務局や人権擁護委員と連携し、人権擁護活動を行います。近年インターネットやSNSによる人権侵害が増加しているため、市内の学校園等において、スマホ・ケータイ人権教室を実施します。	人権推進課	継続
20	人権啓発事業	人権を尊重する意識の普及、啓発をします。多様化する人権課題に対して効果的な啓発を図っていきます。	人権推進課	継続
26	子ども読書の街づくり推進事業（ブックワーム芦屋っ子）	読み聞かせや音読などの読書活動の充実を図り、子どもの読書習慣を確立させるとともに、学校図書館の整備を進め、学校図書館の利用促進に取り組みます。また、就学前の幼児の学校図書館利用を促進します。	学校教育課	継続
27	トライやる・ウィーク	中学2年生を対象に、保護者や地域のボランティアの協力を得て職場体験活動、文化活動、ボランティア活動等の様々な体験活動を行います。	学校教育課	継続
28	消費者教育推進事業（新規）	契約のルールやお金の使い方など、イベントや出前講座などを通してライフステージに応じた消費者教育を実施します。	地域経済振興課	新規

No	事業名	事業概要	主担当課	目標
(2) 情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供				
39	文化に関する体験学習等の充実	学校での芸術鑑賞行事を、今後も継続して実施していきます。また、学校と文化施設、芸術家等や文化団体と連携した教育を推進していきます。	学校教育課	継続
40	青少年の文化活動の体験機会の提供	美術博物館・谷崎潤一郎記念館・三条文化財整理事務所において、様々な講座やワークショップを実施し、文化活動を体験できる機会を提供します。 子どもや親子を対象に読書に親しむための事業を実施します。	生涯学習課 図書館	継続
43	施設の有効活用と利用促進	遊具の点検や補修を継続して行い、安全に遊んでもらうとともに、地元の子どもの愛着を持って遊具を利用してもらえるように工夫して遊具の更新を進めます。	スポーツ推進課 道路・公園課	継続
44	クラブ・プログラム・イベントの活性化	スポーツ推進委員を通じた地域スポーツのスポーツクラブ21の育成を図ります。ライフステージに応じたプログラムを市民スポーツ団体等のネットワークを活用し、スポーツ実施機会の向上を図ります。	スポーツ推進課	継続
45	放課後児童体験事業	児童が放課後等に小学校の施設等を利用して、安全で安心して過ごせる環境を作り、地域の方々の参画を得て、子どもたちに様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、遊び等を通じて異年齢児の交流を促進し、豊かな人間性が育まれる放課後の居場所を提供する事業「あしやキッズスクエア」をします。	生涯学習課 青少年育成課	継続
46	世代を越えて集える居場所	いつでも気軽に世代間、異年齢交流が図れるよう、多様な主体と連携し、世代を越えて自由に集える場づくりを推進します。	子育て推進課 地域福祉課	継続
(3) インターネット社会に生きる子ども達への支援				
56	情報活用能力の育成	必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理し、相手の状況などを踏まえて発信・伝達ができる力を育成します。また、教員向けの研修会も実施し、指導力向上に取り組みます。	学校教育課 打出教育文化センター	充実
57	情報モラルの育成	情報発信による影響や情報の危険性、情報モラルの必要性や情報に対する責任などについて保護者への啓発を行うとともに、子ども自ら考えさせる機会をもち、ともに、約束やきまりを守りながら情報社会に参画しようとする態度を身につけさせます。	学校教育課 打出教育文化センター	充実
59	インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成	携帯電話やパソコン等、情報機器の適正な利用や、発信される情報の適正な判断能力を養うための情報教育を行います。	児童センター 公民館 青少年愛護センター	充実

No	事業名	事業概要	主担当課	目標
重点目標2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する				
(1) 困難を有する子ども・若者の自立に向けた包括的な支援				
60	被保護者就労支援事業	生活困窮者支援制度や障害福祉課、高齢介護課、子育て推進課といった他課とも密に連携をして、自立を目指した支援を行います。	生活援護課	継続
65	進路管理事業 (進路追跡調査)	中学校卒業後の進学先で長期欠席により不登校や、ひきこもってしまう場合もあり、実態を調査するとともに、調査結果を進路指導に活かし、関係他課とも情報共有を図り、改善に努めます。	青少年愛護センター 生活援護課	充実
66	若者相談センター「アサガオ」の周知	若者相談センター「アサガオ」の相談件数は周知の度合いに比例するので、機会をとらえて周知に努めます。	青少年愛護センター	充実
67	地域における子ども・若者支援のネットの構築	可能な限りNPO法人等との連携をして情報交換を行います。	青少年愛護センター	継続
68	福祉の総合相談窓口	福祉のワンストップ窓口として、生活や福祉に関する困りごとや悩みの相談に応じ、関係機関との連携を図り、課題解決に向けた支援を行います。	地域福祉課	継続
(2) 子ども・若者にとって個別的な課題への支援				
79	家庭児童相談	子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども家庭支援員・虐待対応専門員・家庭相談員が養育についての悩みや心配ごとの相談に応じ、子どもの虐待に関する訪問・指導等適切な対応を行います。	子育て推進課	継続
85	保護者や教員のための不登校セミナー	不登校で悩む教員等を対象として、研修会を開催します。また不登校問題への相談窓口として、効果的な指導・助言を実施できるよう研究を進めます。 若者相談センター「アサガオ」を通して情報交換をして不登校やひきこもりの家庭や子ども達の支援をします。	打出教育文化センター 学校教育課 青少年愛護センター	継続
86	仲間同士の支えあいの支援	今後も交流の場を提供しながら、若者相談センター「アサガオ」セミナー、「キ・テ・ミ・ル・会」と「親の会」を3本柱として位置づけ継続して実施します。	青少年愛護センター	継続
87	子ども・若者への訪問支援	若者相談センター「アサガオ」について、今後更に効果的な体制を図ります。ケースによっては訪問支援を行います。	青少年愛護センター	継続
89	インクルーシブ教育・保育	当該子どもの個別支援計画の作成を行い、研修会（インクルーシブ教育・保育）も開催し、講師や専門医の指導・助言も得ながら、職員同士でグループ討議を重ね、当該子どもへのより良い支援について考えていきます。また、各幼稚園、こども園、保育所から取り組みについての報告会を行います。 就学前施設において、配慮の必要な子どもに対して必要な支援体制を整備し、集団生活を行うことにより、当該子どもの健全な発達を促進します。	子育て推進課 学校教育課	継続
90	特別支援教育センターの相談	特別支援教育の対象となる子どもの保護者及び教員を対象とした教育相談や指導助言等を実施します。	学校教育課	継続

No	事業名	事業概要	主担当課	目標
(3) 家庭環境を下支えする方策の展開				
102	生活困窮者自立支援推進事業	相談窓口の継続的な周知を行い、多様な困り事を抱える世帯の早期発見及び支援体制の強化を図ります。	地域福祉課	継続
重点目標3 子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する				
(1) 社会参加と居場所の充実				
46	世代を越えて集える居場所	いつでも気軽に世代間、異年齢交流が図れるよう、多様な主体と連携し、世代を越えて自由に集える場づくりを推進します。	子育て推進課 地域福祉課	継続
(2) 学校園・家庭・地域が連携した子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり				
123	協働で課題を解決する取り組みの推進	トータルサポートの仕組みを通じて市役所内の連携を強化するとともに、関係機関や地域等との連携を進め、困難な状況にある若者のニーズや課題に対して、協働して解決する取り組みを進めます。	地域福祉課	継続
124	子育て世代包括支援センター	妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートします。	健康課	新規

資料編

1 計画策定の経過

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
平成31年 3月1日 ～ 3月20日	市民アンケート調査実施（抽出） 中学生アンケート実施（悉皆）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芦屋市内在住の15歳（義務教育終了後）から39歳までの若者 ・ 上記調査対象者のうち、無作為により抽出した3,000人 ・ 公立中学校2年生全員
5月22日	第1回青少年問題協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期子ども・若者計画 中長期スケジュール ・ 市民アンケート調査の結果及び分析
8月10日 ～ 9月26日	ヒアリング・ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T A協議会，愛護委員，福祉委員，民生員・児童委員，主任児童委員，青少年センター自習室の若者，芦屋大学学生及び教員 ・ 関係機関・相談機関ヒアリング ・ 若者ワークショップ
8月26日	第2回青少年問題協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・若者計画の骨子案について ・ 第2期子ども若者計画の体系（案）について ・ 実施状況一覧表について
10月23日	第3回青少年問題協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・若者計画の素案について ・ 重点項目について
11月11日	第1回庁内推進幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・若者計画の素案について
11月15日	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画原案（中間まとめ）の報告
11月18日	第1回庁内推進本部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画原案（中間まとめ）について
12月4日	市議会（民生文教常任委員会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画原案（中間まとめ）の報告
12月16日 12月18日	市民説明会（2か所）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画原案（中間まとめ）を広く市民に公開
12月16日 ～ 令和2年 1月24日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画原案（中間まとめ）を公表し，市民の意見を聴取
2月12日	第4回青少年問題協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画原案の策定
	第2回庁内推進幹事会 第2回庁内推進本部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画原案の報告，計画（案）について
	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の承認
	市議会（民生文教常任委員会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の報告

2 芦屋市青少年問題協議会条例

昭和36年7月31日

条例第20号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、芦屋市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平19条例14・平成条例6・一部改正)

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 青少年関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(平19条例14・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 1 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平26条例6・改正)

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補足)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平26条例6・全改)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日条例第 14 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芦屋市青少年問題協議会条例(以下「旧条例」という。)第 2 条第 2 項の規定により委嘱又は任命されている委員の任期は、平成 27 年 8 月 31 日までとする。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成 27 年 8 月 31 日までの間に、新たに委嘱又は任命される委員の任期は、この条例による改正後の芦屋市青少年問題協議会条例(以下「新条例」という。)第 3 条の規定にかかわらず、同日までとする。

4 新条例第 4 条第 2 項の規定は、施行日以後の新たな会長の選任について適用する。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年芦屋市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3 芦屋市青少年問題協議会委員名簿

(令和元年9月1日から)

	氏 名	所 属 等
学識経験者	(会 長) 廣木 克行	神戸大学名誉教授
	(副会長) 渡部 昭男	神戸大学教授
関係団体代表	竹内 安幸	芦屋市自治連合会理事
青少年関係団体の 代表者	進藤 昌子	芦屋市保護司会会長
	守上 三奈子	芦屋市子ども会連絡協議会会長
	大谷 佳子	芦屋市P T A協議会副会長
	山田 佐知	芦屋市民生児童委員協議会主任児童委員
	入江 祝栄	芦屋市青少年育成愛護委員会会長
市民委員	中谷 洋美	市民公募委員
関係行政機関の職員	井阪 純一	芦屋警察署生活安全課長
	北野 章	芦屋市立精道中学校校長
	田中 徹	芦屋市教育委員会社会教育部長

4 芦屋市子ども・若者計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 芦屋市子ども・若者計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市子ども・若者計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・若者計画の策定及び計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 子ども・若者計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、社会教育部長をもって充て、副委員長は、社会教育部愛護センター所長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、社会教育部長が指名する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

技監
企画部長
総務部長
総務部参事(財務担当部長)
市民生活部長
福祉部長
こども・健康部長
都市建設部長
市立芦屋病院事務局長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第2 (第5条関係)

(平成27.1.1・平成27.4.1・平成30.12.1・令和1.10.1 一部改正)

企画部政策推進課長
総務部文書法制課長
総務部財政課長
市民生活部男女共同参画推進課長
市民生活部地域経済振興課長
市民生活部児童センター所長
福祉部地域福祉課長
福祉部主幹(地域共生推進担当課長)
福祉部福祉センター長
福祉部生活援護課長

福祉部障害福祉課長

こども・健康部子育て推進課長

こども・健康部主幹（子育て施設担当課長）

こども・健康部健康課長

都市建設部道路・公園課長

市立芦屋病院事務局総務課長

教育委員会管理部管理課長

教育委員会学校教育部学校教育課長

教育委員会社会教育部生涯学習課長

教育委員会社会教育部青少年育成課長

5 子ども・若者の健全育成に向けての提言

次代を担う子ども・若者が、心身ともに健やかでたくましく成長し、自立していくことは、市民すべての願いです。また、21世紀を明るく生き生きとした社会にするためのわれわれ大人に課せられた大きな命題でもあります。そのためには、「次代を担う青少年の育成は、社会全体の責務である」という認識に立った取組が必要です。

青少年問題協議会では、このたびの子ども・若者計画の策定に当たり議論を重ねてきた中で、予算、仕組み、方法等の問題でにわかには市の具体的な事業として計画において取り組むことが難しいもの、市の事業ではなく市民に改めて認識を深めていただく必要があると考えるもの、あるいは子ども・若者に関して各家庭のあり方や地域団体に協力を求めていくものなどについて、このたびの計画とは別に提言としてまとめ、市をはじめとする関係機関に取り組みを求めていくこととしました。

このような提言については、今後も本協議会の議論が進展するに依りて適宜発信してまいります、今回は次の6点について関係者の取り組みを求めたいと考えています。

（ 提言内容 ）

（1）子ども・若者の遊び場（居場所）を確保する

芦屋市の子どもの体力は、小学校6年生、中学校3年生とも、また男女いずれにおいても全国の平均を下回っています。有名校への進学を志向する傾向が強ければ強いほど、保護者の意識の中で学力のことに比べ外遊びやスポーツの重要性を軽視する傾向があると考えられます。人間の体力の発達については幼児期や小学校期が最も大切な時期であり、体力や運動能力の向上が学力の向上や人格の形成に重要な役割を果たすということが多くの研究の結果わかってきています。生活の利便化や生活様式の変化は、日常生活の中で子どもたちが身体を動かす機会の減少を招いているとともに、夢中になれる遊び場のないことが、子どもから遊びを奪っていることの深刻さに気づかない市民を増やしています。本市と市民はこの問題をもっと真剣に受け止める必要があります。

（2）健全な家庭づくりへの支援を進める

家庭によって子どもの育ちは変わります。社会の発展と核家族化そして親の価値観の多様化等を背景として、家庭での教育に不安や悩みを抱えている親が増えている状況があります。同様の問題を抱えている先進諸国の中には離婚の増加や荒れた子どもの問題に直面して工夫を重ねている国が少なくありません。育児講座の名称を改め両親講座と呼ぶなど、子どもが生まれた父親は誕生時や乳幼児検診に際して母親とともに出席することが義務付けられ、出席させない企業は罰せられるところまで徹底している国もあります。

現代の社会では、親になるための学びの場を必要としているのは母親だけではありません。親子関係を母子だけに限定せず、母親・父親がしっかり研修を受けて、子育てについての共通理解を促進する仕組みが必要な時代になっているのです。

（3）寛容なまちづくりへの理解を求める

子どもの声が騒音に当たるかどうかの問題になり、平穏な生活との関係で訴訟が全国で相次いでい

ます。その原因として社会の少子化などにより子どもがいる生活が日常ではなくなったことや子どもへの思いが多様化したこと等が指摘されています。芦屋市でも「若者が集まっていると怖い」とか「子どもの遊び声がうるさい」、あるいは「遊びやスポーツはほこりが立つからやめて」という苦情が絶えません。

ドイツの格言のごとく「子どもたちの騒音は将来の音楽」なのか、それとも「子どもたちの騒音は親の怠慢」なのか。子ども若者の問題に関わる私たちは、子ども・若者の活動に地域の理解と協力と参加を求め、相互理解を進めていくために、啓発をはじめとした取り組みを考えていく必要があります。

(4) 苦情を課題として捉え地域・行政で考える場を設定する

市民から子どもと若者に関する苦情が入ると、行政機関はその立場上、苦情に沿った対応を迫られることになりがちです。その場合、行政機関は問題の一方の当事者に同調する結果を招き、苦情の内容についての公平な評価の機会を逸してしまうことも少なくありません。それでは他方の当事者（子どもや若者）の利益や信頼という大切なものを失ってしまうことにもなります。

苦情は市と市民にとって大切な問題提起でもあります。苦情を地域として受け止め議論ができる仕組みを構想し、譲り合いと歩み寄りの中で子どもや若者の成長を見守る本当の意味で豊かなまちを作る必要があります。

(5) 不登校・ニート・ひきこもり支援の具体化に向けて一歩踏み込んだ工夫を求める

計画の基本理念にもあるように、困難を有する子ども・若者の育ち直しを支える具体的な支援事業を展開する必要があります。今回のアンケート結果からも、特に学校卒業後は「誰にも相談しない」でひきこもる子ども・若者が、本市にも相当数いることがわかっています。

中学卒業後の進路追跡による実態把握の事業を早期に実施するとともに、当事者を支援するための施策にとどまらず、保護者の悩みや不安に応える家族支援や保護者同士が支え合う親の会の発足・運営支援など、情報提供を越えた支援策についての工夫が必要になっています。

(6) ネット社会に生きる子ども達への支援といじめや不登校等の相談体制の強化をする

子どもたちの心身の発達に対する負の影響を考慮して、今日まで子どもたちのスマホや携帯の使用については、それを制限する方向で指導してきました。しかしIT技術の発達と急激な社会への普及、そして子ども・若者世代への浸透は今日までの指導と対応の方向を早急に見直すことを求めています。そのため、本市においても子ども達のスマホやIT機器の使用については、使用の方法とともに情報に関するモラルや人権などを積極的に指導できる条件を整備する必要があります。また、それとも関連して、いじめや不登校あるいは虐待に関する相談体制を整備・周知して、多様化する相談内容に対応し、支援できる街づくりに取り組む必要があります。

平成 28 年 1 月 20 日 市長及び各関係機関の長へ提言

令和元年 5 月 提言（6）を追加

芦屋市青少年問題協議会

6 第1期芦屋市子ども・若者計画 取組の評価

本計画策定にあたって、第1期計画の取組の評価として、毎年、行っている評価結果を活用しました。計画の適切な進行管理を行うため、重点事業について、個別の取り組みごとに各担当課が自己評価を行い、この評価について「芦屋市青少年問題協議会」において、評価の妥当性及び事業の成果について検証しています。

なお、社会動向等を反映し、平成29年度より、「ふれあい冒険広場」「青少年の文化活動の体験機会の提供」「被保護者就労支援事業」「民生委員・児童委員 主任児童委員による相談支援」を新たに重点事業として位置づけ評価を行いました。

主な評価結果として、講座等の事業について、時間や周知方法によりさらなる対象者の掘り起こしが必要であるとともに、インターネットの普及が若年層に急速に進んでいることから、インターネットに関する事業について、これまで以上の対策の充実が必要になっています。

取組の評価

- A…目標を達成できたもの、内容が充実できたもの
- B…内容に進捗が見られたもの
- C…目標を達成できなかったもの

事業名	担当課	事業内容	H31年度 目標	取組の評価						
				H27	H28	H29	H30	H31	最終	
重点目標1 豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する										
(1) 社会的自立に向けた日常生活能力と学力の育成										
1	父親の子育てに対する積極的参加の促進	男女共同参画推進課 子育て推進課 保育課 健康課 学校教育課	父親が地域の行事や家庭での育児に参加できるような集会やイベントを企画し、あらゆる機会を通じ積極的に父親の参加を促す。	継続	B	B	B	B		B
2	家族の絆を深める体験ができる場の提供	子育て推進課	家族全員で参加することで家庭の大切さを考え、家族の絆を深めることができるイベント等を実施する。	継続	B	B	B	B		B
3	ふれあい冒険広場【平成29年度より追加】	子育て推進課	普段体験できないような野外での活動を通して親子で自由にのびのびと遊び、ふれあう中で子育てへの意識の向上を図る。	*			B	B		B
22	子ども読書の街づくり推進事業(ブックワーム芦屋っ子)	学校教育課	読書の好きな子どもを育てるために「子ども読書街づくり推進委員会」を設置し、学校図書館の整備、親子読書週間、家読運動、読書フォーラム、図書リスト400選・読書ノート作成などに取り組む。	継続	B	B	B	B		B

事業名		担当課	事業内容	H31 年度 目標	取組の評価						
					H27	H28	H29	H30	H31	最終	
28	トライやる・ウィーク	学校教育課	地域社会や豊かな自然の中で、保護者や地域のボランティアの協力を得て、公立中学校2年生全員が職場体験活動、文化活動、ボランティア活動等の様々な体験活動を行う。	継続	A	B	B	B			B
32	学校の給食の充実	学校教育課	良好な子どもの食生活を確保するため、栄養バランスのとれた学校給食を提供する。	継続	A	A	A	B			B
37	情報活用能力の育成	学校教育課 打出教育文化センター	必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達ができる力を育成する。	継続	B	B	B	B			B
38	情報モラルの育成	学校教育課 打出教育文化センター	情報発信による影響や情報の危険性、情報モラルの必要性や情報に対する責任などについて考えさせるとともに、約束やきまりを守りながら情報社会に参画しようとする態度を身につけさせる。	継続	A	A	A	A			A
(2) 情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供											
42	文化に関する体験学習等の充実	学校教育課	学校への芸術家等派遣事業を実施する。 本物の舞台芸術体験事業を実施する。 学校と文化施設、芸術家等や文化団体と連携した教育を推進する。 子どもの文化活動を支援する人材（ボランティア）リストを作成する。	充実	B	B	B	B			B
44	青少年の文化活動の体験機会の提供 【平成 29 年度より追加】	生涯学習課 市民センター 公民館 図書館	市立図書館での子どもや親子を対象とした読書に親しむための事業を実施する。 市立美術博物館での文化を体験する機会の提供や体験型ワークショップを実施する。	*			A	A			A
45	施設の有効活用と利用促進	スポーツ推進課 公園緑地課 教育委員会 管理課	施設整備と学校施設の有効活用 総合公園の利用促進と必要な整備促進 キャナルパークの有効活用と環境整備 ウォーキングコースの開発と環境整備	充実	A	B	B	A			B

事業名	担当課	事業内容	H31年度 目標	取組の評価						
				H27	H28	H29	H30	H31	最終	
46	クラブ・プログラム・イベントの活性化	スポーツ推進課	スポーツクラブ21の育成 ライフステージに応じたプログラムの開発と提供 スポーツ実施機会の向上 スポーツ交流による多文化共生の実現 市民スポーツ団体や指導者をつなぐネットワークづくり 公共施設利用のネットワーク化 スポーツNPOの育成	継続	B	B	B	B		B
49	放課後児童体験事業	生涯学習課 青少年育成課	放課後等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、各小学校の敷地内で、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい仲間づくりができる場を提供する。	実施	A	A	A	A		A
重点目標2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する										
(1) 困難を有する子ども・若者の包括的な支援										
53	被保護者就労支援事業 【平成29年度より追加】	生活援護課	生活保護・住宅手当の支援を受けている人、特に稼働年齢層に力を入れて就労に向けて、ハローワークと連携を図り自立を促進する。	*			B	B		B
61	進路管理事業（進路追跡調査）	学校教育課 青少年愛護センター	中学を卒業した者を対象に中途退学者が抱える課題を調査する。	実施		C	B	B		B
62	若者相談センター「アサガオ」の周知	青少年愛護センター	社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり等の困難を有する若者の自立及び社会参加を支援する若者相談窓口として若者相談センター「アサガオ」の周知を行う。	充実	B	B	B	A		B
63	若者相談センター「アサガオ」の充実	青少年愛護センター	社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり等の困難を有する若者の自立及び社会参加を支援するための若者相談窓口を充実する。	充実	A	B	B	A		B
64	地域における子ども・若者支援のネットの構築	青少年愛護センター	若年無業者（ニート）やひきこもり等困難を有する若者への支援を行うため、若者相談センター「アサガオ」を拠点とした地域ネットワークづくりの推進を図る。	充実	B	B	B	B		B
(2) 子ども・若者にとって個別的な課題への支援										
75	保護者や教員のための不登校セミナー	青少年愛護センター 学校教育課 打出教育文化センター	不登校で悩む保護者や教員等を対象として、セミナーを開催する。	実施	B	B	B	B		B
76	仲間同士の支えあいの支援	青少年愛護センター	困難な状況にある若者やその家族が交流し成長しあえる場のサポートをする。	実施	B	B	B	A		B

事業名		担当課	事業内容	H31年度 目標	取組の評価					
					H27	H28	H29	H30	H31	最終
77	子ども・若者への訪問支援（アウトリーチ）	青少年愛護センター	若者相談センター「アサガオ」に相談があった、ひきこもり状態にある子ども・若者への訪問支援（アウトリーチ）を行う。	実施	B	C	C	C		C
78	統合保育 特別支援教育	学校教育課 保育課	個別的配慮が必要な就学前の子どもが教育・保育施設を利用できるようにし、集団生活を行うことにより、当該子どもの健全な発達を促進する。	継続	B	B	B	B		B
79	特別支援教育センターの相談	学校教育課	特別支援教育の対象となる子どもの保護者及び教員を対象とした教育相談や指導助言等を実施する。	継続	B	B	B	B		B
94	生活困窮者自立支援推進事業	地域福祉課	事業の対象となる世帯全体を支援するため、窓口対応・相談支援ガイドラインの作成等支援体制の構築を図る。	実施	B	B	B	B		B
重点目標3 子ども・若者を社会全体で支えるため、寛容なまちづくりを実現する										
(1) 社会参加と居場所の充実										
28	トライやる・ウィーク（再掲）	学校教育課	地域社会や豊かな自然の中で、保護者や地域のボランティアの協力を得て、公立中学校2年生全員が職場体験活動、文化活動、ボランティア活動等の様々な体験活動を行う。	継続	A	B	B	B		B
49	放課後児童体験事業（再掲）	生涯学習課 青少年育成課	放課後等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、各小学校の敷地内で、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい仲間づくりができる場を提供する。	実施	A	A	A	A		A
(2) 学校園・家庭・地域の連携による子ども・若者の育成の支援										
1	父親の子育てに対する積極的参加の促進（再掲）	男女共同参画推進課 子育て推進課 保育課 健康課 学校教育課	父親が地域の行事や家庭での育児に参加できるような集会やイベントを企画し、あらゆる機会を通じ積極的に父親の参加を促す。	継続	B	B	B	B		B
49	放課後児童体験事業（再掲）	生涯学習課 青少年育成課	放課後等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、各小学校の敷地内で、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい仲間づくりができる場を提供する。	実施	A	A	A	A		A
75	保護者や教員のための不登校セミナー（再掲）	青少年愛護センター 学校教育課 打出教育文化センター	不登校で悩む保護者や教員等を対象として、セミナーを開催する。	継続	B	B	B	B		B

事業名	担当課	事業内容	H31年度 目標	取組の評価						
				H27	H28	H29	H30	H31	最終	
76	仲間同士の支えあいの支援（再掲）	青少年愛護センター	困難な状況にある若者やその家族が交流し成長しあえる場のサポートをする。	継続	B	B	B	A		B
115	犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発	青少年愛護センター	家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、子どもや保護者に対して、様々な犯罪の危険性についての教育、啓発、情報提供等を行う。	継続	B	B	B	B		B
118	民生委員・児童委員主任児童委員による相談支援【平成29年度より追加】	地域福祉課	各地区において地域住民の生活に関する相談、支援や、ひとり親家庭、障がい者等の福祉行政への協力を行う。	*			B	B		B
121	要保護児童対策地域協議会	子育て推進課	児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から児童の養育に支援が必要と思われる妊婦などに関する諸問題について、関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図る。	継続	B	B	B	B		B

7 子ども・若者に関する相談機関

※ 祝日・休日を除く

名 称	内 容	日 時	相 談 員	問 い 合 わ せ
保健相談	0歳～就学前までの育児 など健康についての相談	月～金曜日 9:00～17:30	保健師	保健センター 31-1586 FAX 31-1018
栄養相談	0歳～就学前までの管理 栄養士による食事の個別 相談	第1・第3火曜日 9:30～11:00 *予約必要	管理栄養士	
こどもの相談	0歳～就学前までのお子 さんの発達相談	第2水曜日 13:10～16:00 *予約必要	臨床心理士	
子育て相談	乳幼児期の子育て全般	月～土曜日 9:00～17:30	アドバイザー	子育てセンター 31-8006
家庭児童相談	子ども(0歳(妊婦を含む) ～18歳)を育てていく上 でのさまざまな悩みや、 心配ごとの相談、児童虐 待の通報	月～金曜日 9:00～17:30	家庭児童相談員	家庭児童相談室 31-0643 相談直通ダイヤル(はぐくみ) 38-8993
		上記以外の日時 (夜間・休日電話 相談のみ)	相 談 員	子育てテレフォン ハッピートーク 0798-45-5535
教育相談 (電話・面接)	市内在住の幼児・児童及 びその保護者で、学校園 や勉強のこと、友だちの こと、子育て等で悩みを 抱えている方に対する相 談	相談及び申込み 月～金曜日 9:00～17:00	指 導 主 事	打出教育文化センター 38-7130
		面接相談 火・木・金曜日 13:30～17:15 *予約必要	専門面接相談員	
面接相談 (予約必要)	障がい等により特別な支 援が必要な子どもへの対 応等についての相談	月～金曜日 9:00～17:00	専門指導員 指導主事	特別支援教育センター 31-0654 (保健福祉センター3階) 学校教育課 38-2087
電話相談				
面接相談 (予約必要)	子どもの日常生活のうえ で気になること、不安な こと、心配なこと等	月・水曜日 12:30～16:30	専門カウンセラー	かつらぎセンター 23-5998 (打出教育文化センター内)
電話相談		月・水・金曜日 10:00～16:00	専門相談員	
適 応 教 室 のびのび学級 (予約必要)	不登校に関する教育相談	月～金曜日 10:00～14:00 春夏冬の学校休業 中は閉室	専門指導員 指導主事	適応教室 23-8567 (打出教育文化センター2階)
青少年に関する 教育相談	いじめ、不登校、進路、 学習、友人、異性問題等	月～金曜日 9:00～17:00	センター職員	青少年愛護センター 31-8229
総合相談	くらしの「困りごと」、 仕事の「悩み」、あなた の「不安」について	月～金曜日 9:00～17:30	専門相談員	保健福祉センター1階 31-0681 メールアドレス kurashi@ashiya-shakyo.com
若 者 相 談	ひきこもり、不登校、進 路、学習、友人、仕事問 題等	火～土曜日 10:00～12:00 13:00～16:00	専門相談員	若者相談センター 「アサガオ」 22-5115

第2期 芦屋市子ども・若者計画

令和2年3月 発行：芦屋市・芦屋市教育委員会
住所：〒659-0072 兵庫県芦屋市川西町 15 番3号
TEL：0797-31-8229 FAX：0797-31-8231
編集：教育委員会社会教育部青少年愛護センター
ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/index.html>